

平成25年第3回鴻上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成25年9月10日 午前10：00

○散 会 午後 5：39

○出席議員（18名）

1番 中川光博	2番 大谷貞廣	3番 児玉春雄
4番 藤原幸作	5番 菅原理恵子	6番 澤井昭二郎
7番 菅原久和	8番 伊藤栄悦	9番 戸田俊樹
11番 小林悟	12番 岡田曜	13番 佐藤昇
14番 藤原典男	15番 西村武	16番 鈴木斌次郎
17番 堀井克見	18番 藤原幸雄	19番 佐々木嘉一

○欠席議員（1名）

20番 千田正英

○説明のための出席者

市長 石川光男	副市長 鑑利行
教育長 肥田野耕二	総務部長 幸村公明 兼新庁舎建設室長
市民生活部長 藤原貞雄	福祉保健部長 鈴木司
産業建設部長 児玉俊幸	水道局長 鈴木利美
教育部長 鎌田雅樹	会計管理者 川上護
農業委員会事務局長 根一	生活環境課長 関谷良広 (部長待遇)
生涯学習課長 (部長待遇) 菅原一	総務課長 小玉優子
企画政策課長 栗山隆昌	財政課長 菅原剛
税務課長 藤原久基	市民課長 川上裕隆
追分出張所長 三浦喜博	社会福祉課長 塚本光
高齢福祉課長 畠山靖男	健康推進課長 北嶋眞喜子
産業課長 小玉隆	都市建設課長 渡部智

上下水道課長	三 浦 永 寿	総務学事課長	工 藤 素 子
幼児教育課長	佐々木 雅 輝	スポーツ振興課長	村 山 久 尚
選挙管理委員会事務局 ・監査委員事務局長	児 玉 正 生	代表監査委員	渡 邊 晋 二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊 藤 清 孝	議会事務局次長	鈴 木 整
--------	---------	---------	-------

平成 25 年第 3 回潟上市議会定例会日程表（第 1 号）

平成 25 年 9 月 10 日（1 日目）午前 10 時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、常任委員会行政視察研修報告）

日程第 4 議会基本条例策定特別委員会審査報告について

日程第 5 行政報告（市長）

日程第 6 報告第 5 号 平成 24 年度潟上市健全化判断比率について

日程第 7 報告第 6 号 平成 24 年度潟上市公営企業資金不足比率について

日程第 8 報告第 7 号 平成 24 年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書について

日程第 9 議案第 67 号 工事請負契約の締結について（潟上市新庁舎建設工事）

日程第 10 議案第 68 号 工事請負契約の締結について（潟上市多目的交流施設（豊川コミュニティセンター）建築工事）

日程第 11 議案第 69 号 潟上市子ども・子育て会議条例（案）について

日程第 12 議案第 70 号 潟上市後期高齢者医療に関する条例及び潟上市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例の一部を改正する条例（案）について

日程第 13 議案第 71 号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について

日程第 14 議案第 72 号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

日程第 15 議案第 73 号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について

日程第 16 議案第 74 号 追分自治会館の指定管理者の指定について

日程第 17 議案第 75 号 平成 24 年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について

- 日程第 18 議案第 76 号 平成 25 年度瀬上市一般会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 19 議案第 77 号 平成 25 年度瀬上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 20 議案第 78 号 平成 25 年度瀬上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 21 議案第 79 号 平成 25 年度瀬上市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 22 議案第 80 号 平成 25 年度瀬上市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 23 議案第 81 号 平成 25 年度瀬上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 24 認定第 1 号 平成 24 年度瀬上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 2 号 平成 24 年度瀬上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 3 号 平成 24 年度瀬上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 4 号 平成 24 年度瀬上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 5 号 平成 24 年度瀬上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 認定第 6 号 平成 24 年度瀬上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 認定第 7 号 平成 24 年度瀬上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 認定第 8 号 平成 24 年度瀬上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 認定第 9 号 平成 24 年度瀬上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 3 3 認定第 1 0 号 平成 24 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 4 認定第 1 1 号 平成 24 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 5 認定第 1 2 号 平成 24 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 6 平成 24 年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告
- 日程第 3 7 同意第 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 8 発議第 1 号 潟上市議会基本条例（案）について
- 日程第 3 9 発議第 2 号 潟上市議會議員政治倫理条例（案）について
- 日程第 4 0 発議第 3 号 潟上市議会図書室規程の一部を改正する規程（案）について
- 日程第 4 1 陳情第 8 号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書
- 日程第 4 2 陳情第 1 0 号 経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書採択に関する陳情書
- 日程第 4 3 陳情第 1 1 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 日程第 4 4 陳情第 1 2 号 要望書（建設費の一部助成について）
- 日程第 4 5 陳情第 1 3 号 「中町集会所（仮称）」建設についての陳情
- 日程第 4 6 陳情第 1 4 号 羽立神明生活総合センターの移転新築に関する陳情書

午前10時00分 開会

○副議長（佐々木嘉一） おはようございます。既にご案内のこととは思いますが、千田議長は去る8月5日、秋田赤十字病院に入院しておりましたが、9月8日に無事退院を致しました。今少し自宅にて静養が必要ということで、本日は欠席する旨の届け出があります。地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の佐々木が代わって議長の職務を行いますので、なにぶん不慣れであります、宜しくご協力くださるようお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回鴻上市議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、1番中川光博議員及び2番大谷貞廣議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの18日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの18日間に決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読、説明は省略致します。

次に、議会運営委員会からの報告を行います。15番西村議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（西村 武） それでは、私の方から議会運営委員会の報告をさせてい

ただきます。

議会運営委員会は9月3日に委員、副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに、また、9月6日に委員、副議長の出席のもとに開催をしております。本定例会の運営についてご報告を致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第5号から報告第7号については本会議にて報告、議案第67号及び第68号の契約の締結案件は本会議、議案第69号の条例制定（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第70号の条例改正（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第71号の条例改正（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第72号の条例改正（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第73号の条例改正（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第74号の指定管理者の指定については総務文教常任委員会へ付託、議案第75号の水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）については産業建設常任委員会へ付託、議案第76号から議案第81号までの各会計の補正予算（案）は所管の常任委員会へ付託、認定第1号から認定第12号までの各会計の決算認定については所管の常任委員会へ付託、同意第7号については本会議にて審査という区分で行うことと致しております。

付託につきましては、皆さんのお手元に委員会付託表としてお配りしておりますのでご確認ください。

次に、陳情について、お手元に配付の陳情文書表のとおり各所管の常任委員会へ付託するものと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については8名の通告者がありました。

議会運営委員会で抽選の結果、9月11日の水曜日の1番目に14番藤原典男議員、2番目に15番西村 武議員、3番目に4番藤原幸作議員、4番目に2番大谷貞廣議員、9月13日の金曜日の1番目に12番岡田 曙議員、2番目に3番児玉春雄議員、3番目に8番伊藤栄悦議員、4番目に5番菅原理恵子議員となっておりますので、宜しくお願いを致します。

常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会ともに9月17日火曜日の午前10時から開催と致します。

行政視察研修の報告について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修について、各常任委員長から議長あてに報告書が提出されています。各常任委員長より、報告書に沿って視察の概要について簡潔に報告をいただくことと致しております。

議会基本条例策定特別委員会の報告について申し上げます。

議会基本条例策定特別委員会委員長より議長あてに審査報告書が提出されております。本日の日程として特別委員長より報告をいただくこととなっております。

発議について申し上げます。

議会基本条例（案）及び議會議員政治倫理条例（案）についてと、また、議会図書室規程の一部改正（案）が発議とされております。本日の初日の案件として本会議において審査を行うことと致しております。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○副議長（佐々木嘉一） 議会運営委員長からの報告を終わります。

【常任委員会の行政視察研修報告】

○副議長（佐々木嘉一） 次に、常任委員会の行政視察研修報告を行います。

なお、報告書は事前に配付しておりますので、内容については簡潔に発言席にて報告願います。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。18番藤原幸雄総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員会の行政視察研修報告】

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 皆さん、おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の行政視察研修報告を致します。

先ほど議運の委員長、あるいは議長から、簡潔にということでございましたので、皆様に資料、既に配付をしておりますので、簡潔に申し上げたいと思います。

1、研修年月日 平成25年7月10日、11日、12日の3日間でございました。

2、視察研修先は、佐賀県白石町、福岡県大野城市及び春日市。

3、研修委員 児玉春雄、藤原幸作、菅原理恵子、戸田俊樹、堀井克見、佐々木嘉一、藤原幸雄、7名の全員でございました。

随行職員は、議会事務局長の伊藤清孝さんでございました。

5番目と致しまして、研修内容でございますが、佐賀県白石町、町の概要はここに掲げてありますように、人口が2万5,000人余り、面積は99k m²余りでございました。

研修テーマの内容でございますが、新庁舎建設についてでございました。ここに書い

てあるとおりでございます。

研修内容は、白石町では新庁舎建設に関しまして、平成17年7月に副町長及び部長クラスによる新庁舎建設検討委員会を設置して、合併協議会で確認されたと、このように書いております。

庁舎の位置については、ここに書いてありますとおりでございますけれども、一つは、まちづくりの拠点としての可能性、2番目、財政的視点、既存公共施設の有効活用、そして4番目と致しましては、駅、国道・県道等の公共交通体系の利便性、敷地造成にあたっては盛土による地盤沈下の有無などに視点を置きながら対応しておるようでございました。

次に、4ページに移ります。

4ページの上から7行目ですが、新庁舎は鉄筋コンクリート3階建てで延べ床面積6,000m²余りでございました。来客用の駐車場は100台、総事業費は約20億8,000万円余りでございました。

次に、6ページでございますが、それぞれ大変よくやっておりますが、電話とかインターネットで済ませたい人には、毎日午前8時から午後9時まで、年間休みなしのコールセンターを開設するなど、日本一利便性の高い窓口サービスの提供ということでございました。これはいわゆる、ワンストップサービスを開始するということで、いわゆる「わかりやすく」「使いやすく」「心地よく」「手続きが早く終わる」ということが特徴でございました。総合窓口には、常時2、3人のフロアマネージャーがございまして、申請書などの書き方、あるいはそのほかの指導にあたっているということでございました。

7ページ、福岡県春日市、市の概要は、人口が11万1,000人余りでございました。面積は14.15k m²。福岡市の南側に位置しております。人口は、県下市町村で5番目に多く、人口密度は1k m²あたり7,436人で、九州地方では沖縄県の那覇市に次いで2番目に人口密度が多いという市でございました。

研修テーマは、教育委員会の活性化についてということで、大変実りの多い研修でございました。

研修内容は、大変すみませんが、ここに掲げてあるとおりでございます。

いずれにしましても春日市は、こうした指摘事項を踏まえまして、いろいろな事項を踏まえまして平成14年度から教育委員会改革に着手しており、基本理念を「学校・家

庭・地域の連携による子どもの育成」という非常に細やかな行政活動をしております。

なお、春日市の学校数は、小学校が12校、児童数7,337人、中学校6校、生徒数3,862人となっておりました。

白石町、あるいは大野城市、春日市に改めまして感謝を申し上げまして、総務文教常任委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（佐々木嘉一） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。11番小林 悟社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の行政視察研修報告】

○社会厚生常任委員長（小林 悟） それでは、社会厚生常任委員会の行政視察研修報告を致します。

研修年月日は、平成25年7月17日から19日の3日間であります。

視察研修先は、北海道石狩郡当別町、そして石狩市、小樽市と3カ所になっております。

研修委員としては、大谷貞廣、西村 武、中川光博、小林 悟の4名であります。

随行職員、議会事務局より伊藤国栄さんが一緒に行っております。

研修内容としまして、1つ目は、当別町、研修日は7月17日の2時から4時の間であります。

当別町の概要としましては、人口1万7,835人、面積が422.71km²となっております。

当別町は、札幌市から車で40分、石狩平野の北部に位置し、有数の米の生産量を誇っております。近年は、札幌都心からのアクセスの良さから北欧風の住宅地「スウェーデンヒルズ」が造成されるなど、札幌近郊の田園都市として発展しております。

研修内容でありますけれども、ふれあいバスについて研修してまいりました。

ここの事業目的としましては、南北に長く伸びる町内には町の福祉バスやスクールバス、企業独自の送迎バスなど複数のバスは走っているものの、目的や区間は非常に限定的で総合的にカバーする路線バスの運行がなく、マイカーに頼らざるを得ない状況にあり、適切な移動手段の導入が課題となっており、その解消を目的としております。

事業概要です。

平成17年に住民や道路管理者、大学の有識者、警察などを交えて「当別町バス交通体系調査検討委員会」を設置し、これまでバラバラに運行されていたバスを官民一体として一元化していくという斬新なアイデアが出されました。平成18年からは、国土交通

省の公共交通活性化総合プログラムを活用した運行改善策の調査、利用促進の検討、実地に取り組み、平成22年までの5年間にわたり実証運行事業を行い、平成23年より本格運行を開始しました。現在は、4路線7系統74便をバス4台で運行しております。

2つ目であります。石狩市の研修、7月18日、午前10時から12時まで研修してまいりました。

石狩市の概要ですけれども、人口6万155人、面積が721.86km²であります。

石狩市は、平成8年9月1日に市制施行し、平成17年10月1日に厚田村、浜益村との3市村合併により新「石狩市」となっております。石狩川の両岸に位置し、南北に市域を有しており、札幌市の北側に隣接し、石狩湾に臨む恵まれた環境にあります。

研修事項でありますけれども、ボランティアポイント事業について研修致しました。

事業の目的でありますけれども、石狩市地域福祉りんくるプランの基本理念である「地域力の向上による、共に支え合うまちづくり」に向け、ボランティア活動の促進を図る方策の一つとして、やりがいや達成感など活動に対して励みとなるよう、ポイント付与を通じたボランティア活動活性化の寄与を目的としております。

事業概要であります。

実施主体は石狩市社会福祉協議会に業務を委託し、石狩市ボランティアセンターが運営しております。

実施手法でありますけれども、1つ目は登録、そして2つ目の活動の申し込み、3つ目、活動、そして4つ目として、ハイスタンプに交換するということの手順でやっております。

実施状況であります。24年度でありますけれども、活動人数が延べ4,008人ということで、前年度活動人数が2,383人でありますので、対前年比として68.2%の増となっております。かなり効果が出ていると思います。

それと3つ目でありますけれども、小樽市、これは18日午後2時より4時まで、小樽市役所において研修しております。

小樽市の概要としましては、人口12万8,405人、面積が243.3km²。

小樽市は、北海道西海岸のほぼ中央、後志地方の東側に位置し、札幌市など4市町村に接しております。近年は、小樽運河や石造倉庫群などをはじめとする歴史と文化、海・山など地域の特性を生かしたまちづくりにより観光地となり、商工港湾都市・観光都市の性格を有しております。

研修事項であります。

成年後見事業について研修しました。

事業目的であります。

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分で、なおかつ資産がない方や少ない方を対象として、その方の権利を守り、地域で安心して生活できるよう支援することを目的としております。

事業の概要であります。

大都市と違い専門職の確保が難しく、広域市町村での取り組みが必要であるとして、国の定住自立圏構想により小樽市を中心市とした北後志6市町村で小樽・北シリベシ成年後見センターとして実施することとなり、平成22年4月1日、小樽市の中心商店街の一角に地域包括支援センターと同居し、設置されております。

その対象者人口比によってセンターの事業費を支出し、小樽市社会福祉協議会が事業主体となっております。センターは、構成市町村における首長申立事務の代行、または支援を行い、かつ法人として法定後見を受任し、親族申立ての援助を含む成年後見全般の相談窓口の役目を担っております。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○副議長（佐々木嘉一） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。14番藤原典男産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員会の行政視察研修報告】

○産業建設常任委員長（藤原典男） おはようございます。産業建設常任委員会の行政視察の研修の報告を行います。

研修年月日、平成25年7月17日・18日・19日。

視察研修先及びテーマ。

7月17日は静岡県富士市都市計画マスターplan全体計画。

7月18日は焼津市防災対策について、津波避難タワーを視察しております。

7月18日、藤枝市、農商工連携・6次産業化推進ネットワーク。

7月19日、函南町、庁舎建設関連について研修しております。

研修委員は、佐藤 昇、澤井昭二郎、菅原久和、鈴木斌次郎、藤原典男。

随行は、鈴木職員でございました。

研修内容について申し上げます。

静岡県富士市についてですが、それぞれの市の概要については記入のとおりでございますので、それぞれ省略と致します。

研修テーマ。

各エリアごとの特徴を捉え、まちづくりの基本理念、まちづくりのテーマ、まちの将来像とまちの骨格について学び、本市でのまちづくりに生かせる内容を研修するものでございます。

研修内容。

富士市のまちづくりの視点と理念について、1つ目は、富士山とまちの調和を目指す、2つ目は、山・まち・海と一緒に考える、3つ目は、時代の展望を踏まえる、4つ目は、今あるまちの資源を有効に使う、5つ目は、市民が手を取り合いまちをつくるとしており、まちづくりの基本理念としては、市民と事業者が一体となって、みんなで地域を考え行動する、市民が中心にいる協同のまちづくりを目指すものでございました。

4つエリアがありますけれども、保全のエリア、2つ目は保全と共生のエリア、3つ目は共生のエリア、4つ目は都市活動のエリアということで、それぞれエリアごとのテーマを決めて実践を行っているというふうなことでございました。

4ページです。

富士市都市計画マスタープランは、各地区町内会、各種団体、小・中学校などを対象とした出前講座を実施し、計画の普及・啓発に努めるとともに、具体的な地区を対象としたまちづくり支援を行っています。コンパクトなまちを目指そうということで徒歩や自転車の利用圏内で日常生活に必要なサービスが受けられるとともに、病院、商業施設、公共施設などが各地域の役割に応じて適切に集約することで様々な用事を一度に済ますことになるよう取り組んでいました。都市計画案の作成には市民が無償でボランティア参加しております。

次に、焼津市の研修テーマについて申し上げます。

5ページです。

防災対策について、特に津波被害からの避難対策について。

研修内容、焼津市の地震・津波対策は、東日本大震災以後どのように取り組んできたのかについて研修しました。焼津市は、海の地形や地震震源域から津波が発生した場合には5分で平地に海水流入が来ると想定し、対策を立てております。海拔5メートル未満の地域を対象に5分以内での避難場所を確保するために社会资本整備総合交付金を活

用し20基の津波避難タワー設置を計画しております。

民間施設へは市内の鉄筋コンクリート造り3階建て以上の建物所有者に災害発生時の一時避難受け入れとして、平成24年11月時点で212施設の承諾を得ております。

6ページです。

4行目の後ろの方から、津波が仮に堤防を越えても決壊しない限り内陸への浸水域は狭まり被害を小さくできるために、津波防御のための施設整備として国や県の管理している堤防のかさ上げと同時に、堤防そのものが決壊しないよう海岸保全施設の強化を要望しているということでございました。

次に、藤枝市の研修テーマですけれども、農商工連携・6次産業化推進ネットワークについて研修しました。

研修内容ですが、7ページです。

藤枝市農商工・6次産業化推進ネットワークは、藤枝産の農林産業の需要拡大、様々な産業間の連携を促進し、新たに商品、サービス、販路、地域ブランドの創出を目指しております。基本は農業、農家を守り、農業生産物の生産性向上と雇用の拡大にあります。

市は生産・加工・販売までを各種事業者に呼びかけて商品ごとの専門的グループづくりのために中心的役割を果たしてきました。

農家は専門的に農業生産物を作り、それを加工する業者、そしてそれを売り出す販売業者が一体となり6次産業化を進めております。

ずっと下の方ですが、将来的にはそれぞれのチームがひとり立ちできるようになれば市では独自にやっていただきたく、今はきっかけを作っているということでございました。

次、8ページです。

函南町ですが、研修テーマ庁舎建設関連についてです。

函南町は旧庁舎建設から30年以上経過しており、雨漏りが激しく、地盤も軟弱なため、土地を別のところに購入し、自主財源のみで8階建ての庁舎を建設したものです。自主財源確保のために12年間、多い年で5億円もの建設基金を積み重ねてきました。

また、工期についても3年間にし、その間一般財源を充てるようにしたというございました。

以上で産業建設常任委員会の報告と致します。

○副議長（佐々木嘉一） これで各常任委員長の行政視察研修報告を終わります。

諸般の報告を終わります。

【日程第4、議会基本条例策定特別委員会審査報告について】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第4、議会基本条例策定特別委員会審査報告について、議会基本条例策定特別委員会委員長より委員会審査報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。4番藤原幸作議会基本条例策定特別委員会委員長。

○議会基本条例策定特別委員長（藤原幸作） 議長に提出した潟上市議会基本条例策定特別委員会審査報告書につきましては、皆さんのお手元に配付したとおりですが、私からその概要について申し上げたいと思います。

潟上市議会基本条例策定特別委員会は、平成24年第2回潟上市議会定例会最終日の6月22日、議長発議により潟上市議会基本条例案の策定を目的に設置されております。

設置期間は、当初、平成25年3月定例会終了までとしておりましたが、その後、潟上市議會議員政治倫理条例（案）の策定をあわせて行うため、平成25年9月定例会終了までに延長しております。

はじめに、議会基本条例（案）の策定にあたっては、条例の理念として二元代表制と議会の役割と責務を明確にし、議会が市民の代表機関であることの自覚と議員間の自由闊達な討議を重んじ、不斷の議会改革に取り組むことを定めております。これに基づき、市民の負託に応え、市民に開かれた議会の推進を図り、活力と魅力あふれるまちづくりを実現することを目的とし、加えて議会改革に向けた実効性と機能性のある条例（案）の策定に努めたところであります。

また、政治倫理条例（案）の策定にあたっては、議会基本条例（案）第18条（議員の政治倫理）を明文化することにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される市政の発展に寄与することを目的としております。

3点目の具体的な取り組みとしては、全国各自治体条例の比較検討、岩手県奥州市、宮城県蔵王町への行政視察、全議員を対象にアドバイザーである岩手県立大学総合政策部齋藤俊明教授の講演会、全員協議会、市当局との協議、広く市民の意見を伺うパブリックコメントと意見交換会を行ったところであります。

ここに29回に及ぶ委員会を経て、潟上市議会基本条例（案）と政治倫理条例（案）を策定しましたので、関係要綱（案）及び規則（案）を付して今定例会に議案を提出しております。

議員各位のご理解を賜りますようお願い致します。

最後に、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、市当局に対し、心から感謝と敬意を申し上げます。

あわせて、調査活動に全力を挙げ精力的に取り組んでいただきました議会事務局職員に対し、深甚の謝意を表し、委員長報告と致します。

○副議長（佐々木嘉一） これで、議会基本条例策定特別委員会委員長の報告を終わります。

【日程第5、行政報告】

○副議長（佐々木嘉一） 次に、日程第5、市長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

まずはじめに、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定致しました。オリンピックは、子供たちはもちろんのこと、私たち大人の夢をはぐくみ、また、震災からの復興を目指す日本へは、大いなる勇気と希望を与えるものであり、大変喜ばしいことあります。関係各位のこれまでの招致活動へのご尽力に敬意を表したいと思います。

さて、本日ここに平成25年第3回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政にかかる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、市役所庁舎整備事業について申し上げます。

先の臨時議会で議決いただきました新庁舎建設関連経費のうち、新庁舎建設工事については、入札参加資格を特定建設工事共同企業体とし、条件付き一般競争入札で実施するための入札公告を8月9日付で行っております。この公告後、閲覧期間を経て8月30日に入札を執行し、（株）沢木組・中田建設（株）・むつみ建設（株）特定建設工事共同企業体が税抜きで37億2,700万円で落札し、仮契約を交わしております。

本定例会には、これを本契約とするため、工事請負契約の締結議案を提出しております。

本事業は、継続費設定による平成27年度までの3カ年にわたる事業であることから、工事の進捗状況については、今後とも更なる情報発信と説明責任を果しながら進めて

まいります。

次に、防災・減災対策について申し上げます。

昨年12月に秋田県が発表した地震被害想定調査によって津波浸水域に指定された地域の代表者と副市長、担当部課長からなる13人で、7月10日・11日の2日間にわたり静岡県御前崎市、掛川市、沼津市の津波避難タワー設置に関する経緯や現状、その重要性についての視察研修を行っております。その後の津波避難タワーに関する意見交換会では、視察研修参加者から、津波浸水域に指定され避難場所までの距離が遠い地域に対しては、津波避難タワーの設置が望ましいとの意見も寄せられておりますので、地域防災計画の見直しとあわせて検討したいと考えております。

また、県において取り組んでおります秋田県地域防災計画の見直しの基礎資料となる「秋田県地震被害想定調査」の結果が先月29日に公表されました。

一方、内閣府において「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく震源モデルの検討がなされており、その調査結果が本年度末に発表される予定となっております。

県では、その際に必要であれば新たな浸水想定を検討したいとしており、本市と致しましても国・県の対応を参考とした地域防災計画を作成したいと考えております。

さらに現在、耐震工事を進めている天王中学校が工事完成後には津波避難場所としての指定が可能となることから、本市の津波ハザードマップに反映させたいと考えており、津波ハザードマップの見直しについては、本年度中の完成ではなく、平成26年度中の完成と全戸配布を目指した作成スケジュールに変更し進めてまいります。

次に、大規模災害発生時における協力協定の締結について申し上げます。

6月19日にヤマト運輸株式会社と物資の緊急輸送並びに物資拠点施設の運営に関する協定、7月18日には飯田川都市開発株式会社とメルシティ潟上に出店している協力企業15社による生活物資の調達と供給に関する協定、7月23日には株式会社秋田銀行と各支店施設や人的資源の活用と災害発生後の復旧融資制度の検討に関する協定、また、7月31日には秋田中央郵便局並びに潟上市内郵便局と、県内初となる郵政業務にかかる災害特別事務取扱や臨時郵便差し出し箱の設置のほか、平常時における一人暮らしの高齢者及び高齢者世帯等の見守り活動に関する協定を締結しております。

これらにより、災害発生時の応急対応や復旧活動を、より迅速で的確に行うことができるものと期待しております。

次に、クリーンセンター基幹改良整備工事の進捗状況について申し上げます。

本年8月末の工事進捗率は98%となっております。5月に完成した1号炉は順調に稼働しており、2号炉についても8月20日から通常運転を開始しております。9月中に性能試験及びCO₂削減の検証を実施し、性能保証事項をクリアしている場合には、契約工期である平成26年3月20日より大幅に早まり今年10月末に工事完了となる見込みであります。

なお、工事期間中の秋田市へのごみ処理委託ですが、昨年12月から本年7月までの8ヶ月間で3,609トンの処理を委託しており、工事期間中のごみ処理に支障を来すことなく予定どおり処理委託を終了しましたことをご報告致します。

次に、ごみの減量化・リサイクルについて申し上げます。

ごみの減量及びリサイクルを促進し、資源の有効活用を図ることを目的として、平成26年1月から資源ごみとして「びん」の分別収集を開始する予定としております。これに伴いクリーンセンター内に保管施設としてストックヤードの整備が必要となることから、本定例会に関係予算を計上しております。

今後もごみの減量化・リサイクルを推進するため、分別の更なる徹底など市民へ周知してまいります。

次に、県内初となる大規模太陽光発電所（メガソーラー）の稼働について申し上げます。

7月1日に沢木組の子会社「サンパワー」、8月1日には菅与組を含む4法人が出資し設立した「風の王国・潟上」が、船越水道周辺の潟上市と男鹿市にまたがる県有地に建設を進めておりましたメガソーラー2カ所が相次いで稼働を開始しております。双方とも最大出力は1,990キロワット、年間発電量は約180万キロワットアワー、一般家庭約540世帯の使用量相当分を見込んでおり、全量を東北電力に売電するものであります。

再生可能エネルギーの普及を推進する潟上市としましても大変意義深い施設であり、経済等への波及効果のほか、子供たちの環境学習の場としても期待しているところであります。

次に、国立大学法人秋田大学との連携事業について申し上げます。

6月定例会の行政報告でも申し上げましたが、秋田大学では国公私立大学の知を総合活用する文部科学省の「地（知）の拠点整備事業：【通称・COC】」へ事業申請しておりましたが、先月、本市を含む3市の事業が採択されております。

高齢化社会に対応した地域づくりの研究がその内容ですが、本市では「安全」

をテーマに、これまでの連携協定を踏まえ、海拔の低い地域での津波対策の研究と、豊川小学校閉校後の地域の活性化策をテーマとしております。

これらは市民及び地域において、将来にわたり安全に安心して生活していくために欠かすことのできない重要な行政課題であります。秋田大学が持つ専門的知識や資源を活用しながら、地域事情に即した取り組みを共同で進めてまいります。

次に、健康づくり事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに、成人保健対策について申し上げます。

本年度の早朝集団検診は7月22日で終了致しました。現在は医療機関での検診を実施している最中にあり、特定健診、後期高齢者の健康診査が12月21日まで、乳がん・子宮がん及び骨粗鬆症検診が来年1月31日まで受診できます。

また、追加検診として、胃、肺、大腸がん検診を11月17日の日曜日に実施するほか、集団レディース検診についても11月中に3日間実施致します。受診の機会を逃してしまった方々には、これらの機会を利用しての受診を呼びかけてまいります。

今後も地区保健会と連携し、協力を得ながら、検診をはじめ市民を対象に行う健康教育、健康相談、講演会等の実施を通じ、市民の健康づくりの推進に努めてまいります。

次に、予防接種事業について申し上げます。

はじめに、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の差し控えについてであります。

6月14日、厚生労働省から子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的に呼びかけるの一時中止するよう勧告がありました。これは、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に発生する例があるためであり、実態の解明が進み、適切な情報公開ができるまでは積極的に勧奨すべきでないと判断したことによります。

市では、直ちに市内各医療機関へ協力を依頼したほか、教育委員会を通じて学校関係者、接種対象者及び保護者に対しての通知のほか、ホームページ、広報等での周知を徹底しております。なお、この勧告は現在も継続されていることから、引き続き情報の収集に努め、今後の動きに迅速に対応してまいります。

次に、任意の風しん予防接種の状況について申し上げます。

市では、産まれてくる赤ちゃんを先天性風しん症候群から守るため、妊娠を希望する女性及びその配偶者、妊婦の夫及びその家族を対象に本年4月にさかのぼって予防接種費用の全額を助成しております。8月12日現在では80人が接種されており、今後も更なる周知に努めてまいります。

また、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種は、本年度の新規事業として5月から接種を開始しておりますが、7月末時点での接種者数が3人と少ない状況にあり、高齢者が集まる健康教育の場や地区組織の活動を通して多くの高齢者に情報を伝え、更なる周知を図りながら接種勧奨に努めてまいります。

また、医療機関に対しても、インフルエンザ等の流行前に接種勧奨の声かけやポスターの掲示等、これまで以上の協力をお願いしてまいります。

次に、老人福祉施設整備事業について申し上げます。

本事業は、平成24年度から26年度までの「鴻上市老人福祉計画・介護保険事業計画（第5期）」に基づき、26年度に地域密着型サービス施設等の整備をするものであります。これにより、在宅での施設入所待機者の解消を図るとともに、要介護高齢者の在宅での生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間対応の居宅サービスの充実強化を図るものであります。現在、公募により選定された「社会福祉法人・正和会」において、施設整備に向けた準備を進めています。

なお、本施設の整備にかかる県補助金の内示があったことから、本定例会に關係予算を計上しております。

次に、住宅リフォーム補助事業の状況について申し上げます。

本事業は、市民の居住環境の向上と住宅関連産業を主とした地域経済の活性化を促進することを目的に、平成22年度より市単独の補助を行っているものであります。県でも同様の事業を継続実施しておりますが、県では本年度から補助限度額を5万円引き下げ15万円としております。本市では市民の皆さんを利用しやすいように、補助限度額を昨年度までと同額の20万円として実施しております。

本年度当初予算では300件相当の3,900万円を予算措置しておりましたが、4年目を迎えてなお、本事業に対する市民のニーズは依然多く、年度初めから5カ月が過ぎた現在においても市民からの問い合わせ、申し込みは途切れることなく継続している状況にあります。昨年度は4月の爆弾低気圧による被災住宅も補助対象としたこともあって、件数、補助申請額ともに昨年度と比較しますと若干減ってはおりますが、7月末現在では184件2,478万円の補助申請があり、一昨年度と同程度の実績となっております。

本年度の工事費総額は3億970万円となっていることから、地域経済への波及効果が大きく、有効な景気対策と捉えており、本事業の年度内継続のため、本定例会に追加予算を計上しております。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに、稲作の状況についてであります、春先の低温により生育は全般的におくれていたものの、その後の好天により順調に回復し、出穂は「あきたこまち」が8月1日ころ、「ひとめぼれ」が8月6日ころで平年より二日早い状況となっております。

カメムシ類の防除は8月7日から13日まで、無人ヘリと有人ヘリにより防除を実施しておりますが、近年増加しているアカスジカスミカメムシ対策として追加防除の徹底を強く呼びかけております。

また、食品の放射性物質の基準値の見直しと、国の原子力安全対策にかかわる事項、いわゆるガイドラインの改正により、一昨年から秋田県がコメの出荷制限指示の対象となったことから、今年も旧市町村単位で収穫後検査を実施することとなっております。

転作大豆は、播種後からの好天により発芽・初期生育ともに順調でありました。その後7月の長雨により湿害が見受けられたものの徐々に回復しております。今後も排水対策の強化に努めながら良質大豆の生産に向け関係機関と連携し指導してまいります。

枝豆は、7月の長雨と日照不足により圃場格差が大きく、湿害により壊滅した圃場も散見され、全体的には生育緩慢な状況で収穫を迎えております。

花きの輪菊は、7月の悪天候もありましたが、お盆向けの出荷は計画どおり出来ました。彼岸向けについても順調に生育しており、病害虫被害を未然に防ぐため防除指導の徹底を図ってまいります。

和梨については開花が平年に比べ七日程度遅れましたが、好天続きにより生育は平年並みまで回復しております。

また、開花がおくれたことによる小玉果が予想されておりましたが、現時点での肥大状況は昨年よりもやや大きく平年並みで推移しており、着果状況は良好で平年並みの数量が予想されております。

次に、「天王温泉くらら」について申し上げます。

天王温泉くららでは、源泉井戸の故障により8月上旬から源泉の供給ができない状況となっております。状況調査及び対策に全力を挙げて取り組んでおりますが、源泉井戸の復旧は難しい状況にあり、今後、新たに温泉を掘削する方向で関係機関との協議を進めたいと考えております。

なお、源泉風呂以外の浴槽での営業は行っておりますので、何とぞご理解をお願い致します。

次に、観光イベントについて申し上げます。

「第31回飯田川鷺舞まつり」が8月4日、飯田川庁舎前広場を会場に開催されました。若竹幼稚教育センター園児による「孫鷺」、飯田川小児童の「子鷺」、水田の上を舞う様子を優雅に表現した「親鷺」の舞は、猛暑にもかかわらず訪れた方々を魅了致しました。

「第47回八郎まつり」は8月16日に開催され、八郎神社からの龍体御輿の練り歩きに始まり、昭和庁舎前広場での八郎龍・辰子龍の双龍の出会いは幻想的な世界を醸し出しました。また、郷土芸能の「新関ささら」や大豊小児童による「ヨサコイ踊り」の披露など、地元と一体となって行われた祭りに会場からは大きな拍手が送られました。

本市夏まつりの最後を飾る「天王グリーンランドまつり2013」は、8月24日・25日の両日開催され、市内外から多数の方々が来場されました。初日の「第8回潟上市盆踊り大会」には、一般の部として昨年より4チーム多い24チームの参加がありました。また、子どもの部には6チームの参加があり、一般参加者とともに幾重にも踊りの輪が広がり、ゆく夏のひとときを楽しんでいました。

2日目は、不安定な天候の中での開催となりましたが、キャラクターショーをはじめ、市民プロジェクト企画によるパフォーマンスグランプリ、芸術文化協会会員による芸能発表など、趣向を凝らした企画のほか、歌謡ショーでは紅白歌合戦に出場経験のある大川栄策さんをお迎えし、往年の大ヒット曲「さざんかの宿」をはじめ、その歌声で観客を魅了致しました。

まつりの最後を飾る「花火ショー」では約3,500発の花火が夜空に大輪の花を咲かせ、訪れた方々に大きな感動を与えました。

ご協賛並びにご協力をいただいた皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、平成25年度全国学力・学習状況調査の結果について、申し上げます。

本市の結果については、小・中学校ともにおおむね全国平均を上回っておりますが、県平均と比較しますと、小学校では全科目で上回っているものの、中学校では若干下回る状況が見られ、もうひと頑張りという結果となっております。

各校では学力・学習状況の両面から結果を分析し、課題の解決を図る取り組みを早速始めているところであります。

次に、学校運営相談員の配置について申し上げます。

児童生徒の不安や悩みの解消、問題行動の未然防止を目的に、新たに教育委員会に学校運営相談員を配置するため、本定例会に予算を計上しております。これにより、児童生徒の学校生活全般の見守りや生活指導、保護者、地域からの相談活動の充実強化につながるものと期待しております。

次に、子育て支援について申し上げます。

社会保障と税の一体改革に伴い、昨年8月に成立した「子ども・子育て支援法」が本年4月の一部施行を経て平成27年4月から全面施行される予定であります。この法律により、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけされていることから、この準備を進めるため、本定例会に「潟上市子ども・子育て会議（仮称）」の設置にかかる条例案の提出と関係予算を計上しております。

次に、本年度で8回目となる中学生ホームステイ体験活動について申し上げます。

訪問先はオーストラリアで、7月24日から31日までの8日間にわたり、市内の中学2年生、計12人が参加しました。

訪問先ではホストファミリーの一員として生活を送ったほか、現地の学校での交流学習を充実させたことにより、国際理解など人材育成が図られたものと思っております。8月19日にはホームステイにおける個人の研究テーマに基づく報告会が昭和公民館で行われ、それぞれの生徒から体験を通して感じたことや学んだことについて発表されました。

次に、外国語指導助手の交代について申し上げます。

これまで5年間にわたり勤務したデルマー・ロペズ氏と、3年間にわたり勤務したアシュリー・ヒンクルマン氏が任期を終え、代わりにアメリカから、ドリーン・ヤマグチ氏（女性・36歳）と、ジョン・レノン氏（男性・26歳）が8月7日に着任されております。

次に、児童生徒のスポーツ活動についてご報告致します。

秋田県ドッジボール選手権大会で飯田川ファイターズが見事に優勝し、全国大会への出場を果たしております。

中学校の全県大会では、天王中学校の女子柔道で優勝1人、柔道男子で準優勝が1人、天王南中学校の柔道女子団体で優勝、個人で優勝が2人、剣道男子団体で準優勝、水泳男子バタフライ100mで3位、羽城中学校の陸上女子共通200メートルで2位、水泳男子200メートル自由形で3位など、多くの種目において好成績を収めております。

また、全国大会においては、天王南中学校の柔道女子個人で準優勝及び3位、同校野球部が横浜スタジアムで開催された「全日本少年軟式野球大会」に東北Bブロック代表として出場し、ベスト8に進出する大健闘を見せました。

次に、成人式について申し上げます。

去る8月15日に開催しました成人式では、本年度の対象者402人中285人が出席し、二十歳の門出を祝いました。新成人代表が、「潟上市に生まれ育ったことを誇りに思い、一人ひとりが自分で選んだ道で、誇りと自信を持って行動し、社会を支えていきたい。」等々、ふるさと潟上を良くしたいという意気込みが感じられる力強い抱負を述べられました。新成人を心から祝福し、大きな声援を送りたいと存じます。

次に、国民文化祭について申し上げます。

平成26年度に県内で開催されます「第29回国民文化祭」については、本市名誉市民であります写真家・中村征夫氏の総合プロデュースによる「自然と暮らす・日本の原風景写真コンテスト」を本市の主催事業として文化庁に事業申請しておりましたが、7月11日に計画が承認されております。

今後は、全国に向けて募集要項、ポスター等を配布し、事業の周知に全力を挙げてまいります。

また、国民文化祭潟上市実行委員会においては、一層のPR活動を図るため、ホームページやフェイスブックを開設して、文化振興と国民文化祭開催の気運醸成を図っているところであります。

次に、追分西西集会所（仮称）整備事業について申し上げます。

先の6月定例会で議決いただきました追分西西集会所（仮称）建設地の用地取得につきましては、所有者と土地売買契約を8月7日に締結し、潟上市への所有権保存登記の手続を進めております。追分西西地域の活性化と地域住民の交流を促進する活動の拠点施設となる集会所の建設に向けて、本定例会に関係予算を計上しております。

次に、チャレンジデーについて申し上げます。

潟上市が初めて取り組んだチャレンジデーの参加率は、目標とした50%には届かず、37.1%でありました。チャレンジデー実行委員会では、実施結果について検証したところ、大多数の委員より、継続実施に向けた前向きな意見が寄せられたこともあり、来年度も引き続き実施することを決定しております。来年度の実施に向け、より多くの市民が気軽に参加出来るメニューの検討と各種団体等への周知・協力を早めに進めてまいり

ます。

市民の運動習慣の確立や健康に対する意識の高揚、また、地域コミュニティの推進につながるよう取り組んでまいります。

本定例会には、平成24年度渕上市健全化判断比率、平成24年度渕上市公営企業資金不足比率、平成24年度渕上市水道事業会計継続費精算報告書についての報告、議案として渕上市新庁舎建設工事及び渕上市多目的交流施設（豊川コミュニティセンター）建築工事の工事請負契約の締結、渕上市子ども・子育て会議条例（案）ほか4件の条例案、追分自治会館の指定管理者の指定、平成24年度渕上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）についてのほか、平成25年度一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）5件、平成24年度各会計決算の認定並びに人権擁護委員候補者1名の推薦についての案件を提出しております。

なお、平成25年度の各会計補正予算案については、この後担当部長から説明させます。

また、平成24年度各会計決算については、主要成果で説明致します。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

次に、行政報告の追加分について、ご説明致します。

はじめに、7月12日の大雨により被災した豊川羽白目地区の橋梁について申し上げます。

被害状況につきましては、8月5日の臨時議会においてご報告したとおりでございますが、昨日9日に国による災害査定を受け、本日中には査定額が決定する予定となっております。

現在、仮設橋の設置及び被災した橋の上部工の撤去を行っておりますが、今後の降雨次第で2次災害発生の危険性もあることから、一日も早い本復旧を目指すため、査定額が確定次第、本定例会の最終日に関係予算を追加提案したいと考えております。

次に、議員の皆様にはご心配をおかけしております「八郎渕ハイツ」について申し上げます。

はじめに、施設の運営会社である株式会社八郎渕ハイツについてであります。

株式会社八郎渕ハイツから、市に対して8月20日付で経営支援の要望書が提出されておりますが、現在行っている使用料免除以上の支援は行わないことと、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条の規定により、市では借入金に対する債務

保証はできない旨を9月5日付の文書で回答しております。

また、平成26年3月末までとなっている現在の貸付契約についても、9月5日付で更新しない、つまり平成26年3月末日をもって契約を終了する旨を文書で通知しております。

次に、施設としての八郎潟ハイツの今後の運営についてであります。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、延べ床面積が5,000m²以上で、不特定多数の者が利用する大規模な施設は、平成27年度末までに耐震診断を実施し、その結果を公表することが義務づけられ、八郎潟ハイツもこれに該当する施設となります。

また、建物のアスベスト検査については、平成17年度と平成20年度に施設の一部について実施しておりますが、さらに今回、施設全体の調査を実施し、施設の状態をきちんと把握する必要があると考えております。

施設利用者の安全を確保するためには、早急に耐震診断を行い、必要な補強工事を実施することが必要でありますし、アスベストについても検査結果によっては抜本的な対策を求められる可能性があります。今後、新たな施設運営者を募集するにあたっては、どちらも解決しておかなければならぬ問題であると認識しております。

つきましては、本定例会最終日に関係予算を追加提案する予定でありますので、宜しくお願いを申し上げます。

以上で追加の行政報告を終わります。

○副議長（佐々木嘉一） ここで行政報告を終わります。

11時15分まで暫時休憩致します。

午前11時07分 休憩

.....

午前11時15分 再開

○副議長（佐々木嘉一） それでは、会議を再開致します。

【日程第6、報告第5号 平成24年度潟上市健全化判断比率について から 日程第8、報告第7号 平成24年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書について まで】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第6、報告第5号、平成24年度潟上市健全化判断比率についてから日程第8、報告第7号、平成24年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書についてまでを一括議題と致します。

報告第5号から報告第7号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めるま

す。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 第3回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願い致します。

報告第5号、平成24年度潟上市健全化判断比率について。

平成24年度潟上市健全化判断比率は別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

この健全化判断比率につきましては、2ページの方であります、総括表にありますように、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目について報告するものでございます。

それでは、3ページをご覧いただきたいと思います。

最初に、上の表の実質赤字比率について申し上げます。

本市の場合、「一般会計等」と表記するときには、一般会計のみとなっております。

実質赤字比率につきましては、福祉や教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度をあらわすものでございます。

実質収支額の合計は5億46万4,000円の黒字となりますことから、実質赤字比率はマイナス5.23%となります。以上のことから、5.23%の黒字があるということになります。

次に、下の表でありますが、連結実質赤字比率について申し上げます。

連結実質赤字比率につきましては、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもので、地方公共団体としての運営の深刻度をあらわすものでございます。

これは標準財政規模の95億5,149万9,000円に対する潟上市の各財産区特別会計を除く全会計の赤字額の割合になります。全会計の実質収支額の合計につきましては11億229万6,000円の黒字となりますことから、連結実質赤字比率はマイナス11.54%となります。つまり、11.54%の黒字があるということでございます。

なお、財産区につきましては、市とは別の法人格を有する団体でありますので、健全化判断比率の算定には含めないこととなっております。

続きまして、次の4ページをお願い致します。

実質公債費比率について申し上げます。

実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金ぐりの危険度をあらわすものでございます。

この比率は、平成22年度から平成24年度までの3年間の単年度における比率の平均値になります。平成22年度は表の下段のとおり12.72743%、平成23年度が11.22660%、平成24年度は9.47611%となります。3年間の平均では11.1%と昨年度の数値の12.8%と比べ1.7ポイント低い数値に推移しております。

次に5ページをお願い致します。

将来負担比率の状況について申し上げます。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計の借入金や退職金及び特別会計等の借入金に対する一般会計からの繰出金など、将来にわたって支払うべき負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかをあらわすものでございまして、平成24年度は昨年度の数値より12.7ポイント低い48.8%となっております。

これら4つの指標は、2ページの総括表にありますように、すべて早期健全化基準を満たす場合は下回っております。

なお、ただいま報告致しました数値につきましては、国や県でも現在精査中でございまして、算定の考え方へ変更が出たりしますと比率そのものが変わるものもございますので申し添えます。確定する時期につきましては、10月末となっております。

次に、議案書の6ページをお願い致します。

報告第6号、平成24年度満たす企業資金不足比率について。

平成24年度満たす企業資金不足比率は、別表のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成25年9月10日提出 満たす企業長 石川光男

7ページをご覧いただきたいと思います。

この公営企業資金不足比率につきましても平成19年度から報告することになったものでございます。

最初に、地方公営企業法適用の企業である上水道事業について申し上げます。

水道事業会計の表の中段、記号のdの流動資産10億1,767万円から上段にあります記号aの流動負債7億7,507万6,000円を差し引いた(6)の太文字の欄になりますけれども、資金不足額・剰余額が2億4,259万4,000円のプラスとなりますので、水道事業会計の資金不足額はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に太文字で示しておりますとおり2.5%となってございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと思います。

地方公営企業法非適用企業について申し上げます。

はじめに、下水道事業特別会計についてでございます。

下水道事業特別会計の（3）の実質的な歳入総額12億9,145万円から（1）の歳出額12億3,168万9,000円を差し引きますと、（6）の資金不足額・剰余額が5,976万1,000円のプラスとなりますので、下水道事業特別会計の資金不足額はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に太文字で示しておりますとおり0.6%となってございます。

次に、農業集落排水事業特別会計についてであります。

農業集落排水事業特別会計の（3）の実質的な歳入総額1億7,194万1,000円から（1）の歳出額1億5,896万3,000円を差し引きますと、（6）の資金不足額・剰余額が1,297万8,000円のプラスとなりますので、農業集落排水事業特別会計の資金不足はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に太文字で示しておりますとおり0.1%でございます。

次に、合併処理浄化槽事業特別会計についてであります。

合併処理浄化槽事業特別会計の（3）の実質的な歳入総額665万7,000円から（1）の歳入額603万1,000円を差し引きますと、（6）の資金不足額・剰余額が62万6,000円のプラスになりますので、合併処理浄化槽事業特別会計の資金不足額はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に太文字で示しておりますとおり0.0%と数字にあらわれないものになっております。

これら4つの会計をトータルした（6）の資金不足額・剰余額は、この8ページの表の右端に飛び出しておりますとおり、実質的な歳入額が歳出額を3億1,595万9,000円上回っており、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に太文字で示しておりますように3.2%となっております。

次に、議案書の9ページであります。

報告第7号、平成24年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書について。

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、平成24年度潟上市水道事業会

計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

10ページをお願い致します。

この報告書は、継続費に係る継続年度が終了したため、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき継続費の精算報告を行うものでございます。

新追分浄水場等施設整備新築工事外2事業につきまして、継続年度が23年度から24年度の2カ年でございまして、計画額が11億8,911万4,000円、決算額が10億730万1,750円でございました。

以上でございます。

○副議長（佐々木嘉一） これより報告第5号、平成24年度潟上市健全化判断比率について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報告第6号、平成24年度潟上市公営企業資金不足比率について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報告第7号、平成24年度潟上市水道事業会計継続費精算報告書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

【日程第9、議案第67号 工事請負契約の締結について（潟上市新庁舎建設工事）】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第9、議案第67号、工事請負契約の締結について（潟上市新庁舎建設工事）を議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の11ページをお願い致します。

議案第67号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

契約の目的でございますが、潟上市新庁舎建設工事であります。

2つ目として、契約の方法につきましては、条件付き一般競争入札で執行しております。

3つ目の契約金額でございますが、落札額が37億2,700万円、消費税相当額は1億8,635万円を加えまして、39億1,335万円となっております。

4つ目として、契約の相手方につきましては、男鹿市船川港船川字海岸通り2号6番地2、株式会社沢木組・中田建設株式会社・むつみ建設株式会社特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社沢木組代表取締役沢木則明でございます。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

次に、参考資料をお願い致します。参考資料の2ページであります。

工事の名称、契約金額、契約者につきましては、議案説明のとおりであります。

このたびの入札にあたっては、条件付き一般競争で実施する旨、平成25年8月9日付で公告した結果、契約相手方のほか入札参加者欄にあります3社を加えた4特定建設工事共同企業体の参加があり、8月30日に入札を執行したものであります。

工事内容と工事場所、工期につきましては記載のとおり、潟上市庁舎の新築工事として鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階建てで延べ床面積9,219.03m²になります。工事場所は、潟上市天王字棒沼台地内でございます。工期につきましては、このたびの議会の議決を経まして速やかに計画するものとして、工期の期限につきましては平成27年3月20日を予定しております。

なお、本工事の落札率は96.37%であり、入札辞退はありませんでした。

以上でございます。

○副議長（佐々木嘉一） これより議案第67号について質疑を行います。質疑ありませんか。13番佐藤 昇議員。

○13番（佐藤 昇） 13番佐藤でございます。

このたびの工事契約の締結につきまして、3社の共同企業体ということでございます。この規模の額は、これまでなかった規模でございまして、可決されまして速やかに建設を望んでおるものでございますが、さて、この3社、今までですと、これまで形態は3社、2社いろいろあるわけで、それについては異存はないわけですが、このたび3社ということになりました、それぞれの企業体の経営理念といいますか3社の経営の方針など、あるいはこれから可決されまして工事になる場合、どういう役割分担をしながら工

事を進めていくものか、当局ではそれらについて調査なり判断をした経緯をお知らせ願えればと思います。宜しくお願ひします。

○副議長（佐々木嘉一）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明）　13番佐藤議員にお答え致します。

今回入札で契約議決をお願いしております3社の経営状況ということでのご質問であります。経営状況といいますか今回、条件付き一般競争入札ということで、いろいろな総合評定、秋田県が示している総合評定値等の経営状況評定を参考に入札参加の条件をついたものでありますので、それ相応の安定した企業運営がなされている企業と受けとめております。

具体的にどういう実績があって、どういう年間の事業量等の具体的なものは調査しておりません。

それから、工事に入ってからの、新庁舎建設工事に入ってからの役割という2点のご質問ですが、それについては調査しておりません。

以上であります。

すいません、ちょっと追加で、先ほどの経営状況という点で条件つきの一般競争の資格条件をご説明したいと思います。

今回は、本社を潟上市、秋田市、男鹿市、南秋田郡に有するという条件と、代表に必要な要件としては総合評点、これが950点以上かつ経営状況評点として800点以上であるという企業、代表以外の構成員に必要な条件としては、平成25年・26年度秋田県格付けによる建築一式工事の総合点が900点以上であるという内容で、そういう条件で入札参加をいただいたものであります。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一）　13番佐藤　昇議員。

○13番（佐藤　昇）　ありがとうございました。それで、私から見ましても、この3社は優良な建設会社であるというふうに見受けておるわけですが、実際に今、工事する場合、一つの沢木組を中心にして3社ががっぱり一体となってやるものか、それぞれの工事を、何々工事は何々業者というような形の中で実際行われていくのか、その点を市民も注目していると思うんで、その点をもう一度お知らせ願えればと思います。

○副議長（佐々木嘉一）　石川市長。

○市長（石川光男）　今、13番さんの再質問ですが、我々はそこまで把握していません。

いずれ親と子と、それを合体して入札した結果、今言った3社での落札ということでございます。

○副議長（佐々木嘉一） ほかにありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 工事請負を議会の定例会の初日に提案されたわけですけれども、議会運営委員会としてはこのようにするということで決定したのですが、今質問あったところジョイントで3社が決定をし、その役割はわからないということなんですねけれども、ちまたではですね、6・2・2という話も聞いておりますけれども、その辺についてはどういうことかということを教えていただきたいと思います。

なおですね、それから、予定価格が40億6,078万500円で、私どもに示した予算額が40億6,100万円で、その差が21万9,500円よりない。その予算と予定額との差異と、それからなぜそこまで積み上がったのか、ひとつご説明をいただきたい。さらには、マスコミや私ども一般のその市民に対する説明では、37億2,700万円で応札があって、それで落札されたということですが、実際は消費税を含めますと39億1,335万円ですから、非常に数字に戸惑うと。新聞・マスコミ等では、または当局も3億円以上の差があつて落札されたということで喜んでいるようですけれども、実態的には96.369%の落札率ですから、決してそのおまけがついたようなものではないと感じますけれども、その辺についてどのように考えているかお願いしたいと思います。

なお、それから床板延べ面積が、広報と今回の示された中で若干の差異があるということで、なぜそのような差異があるのか説明をいただきたいと思います。

○副議長（佐々木嘉一） 石川市長。

○市長（石川光男） 最後の方の質問ですが、差異の前の、3億何ぼがあつて喜んでいるのかというようなうんぬんは、私たちはそういう捉え方はしません。ただ、報道・新聞で、ここに魁新聞が来ていますが、落札額で書いていると。それから、東京新聞は落札額プラス消費税という書いているだけでございます。

○副議長（佐々木嘉一） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 9番戸田議員にお答え致します。

6・2・2という比率の関係でございますが、今回出されているのは代表者沢木組さんが36%、中田建設さんが34%、むつみ建設さんが30%という具合になっております。それから、予定額と入札された額、余りにも近すぎるような感じで、その差がどういう…

○副議長（佐々木嘉一） 9番戸田俊樹議員、もう一度質問をお願いします。

○9番（戸田俊樹） 39億1,335万円で落札されたのですけれども、これは消費税が入っているということですが、その予定価格が40億6,078万500円ですから、当初予算額は40億6,100万円ですから、40億6,100万円に対して当局が業者に予定価格を示した額が40億6,078万500円ですから21万9,500円より差異がないというわけですので、その予定価格を示すというかオープンにされなかつたのかどうかというところと、余りにも差異が少ないような気がするので、その辺を当局で積算をした、または村田設計事務所に依頼をして積算業務をさせて結果がこうだからというふうにやつたのか、そのいきさつ等についても少しですねつまびらかにお願いしたいと、こういうことです。

○副議長（佐々木嘉一） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問にお答えします。

予定価格は私が書きました。ご承知のように今までの従来の天王町長、潟上市長の場合でも、私は予算額というか設計額の3%引きの97で書いていました。今回は物価の上がり、あるいはそういうことを懸念して100%の予定価格としました。そういうことです。

○副議長（佐々木嘉一） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 9番。

○9番（戸田俊樹） 広報の床面延べ面積と、それから私どもに示している数値が、若干差異があるので、なぜその差異があるのかということをお聞きしたのですけれども。細いことですみませんけれども、どこか、玄関が4つあるから、当初示したその図面では4つの面積がちょっと出てなかつたとか、出っ張りがこれが増えたんだというご説明をいただきたいと、こういうことです。

○副議長（佐々木嘉一） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 9番戸田議員にお答え致します。

広報に載っている数字は、議会の方に前に示した実施設計における面積ということで示した数字であります。その後、建築確認の事前審査等した段階で、床面積に入る分・入らない分が確定致しまして、今回示した面積に若干縮小という形に抑えられたものです。建築確認の法的に何といいますか面積換算されるところされないところいろいろございまして、その確定値が面積となっております。それで、今回契約する面積の内容で

入札公告をして、今回契約議決をお願いしているという段取りとなっているものでありますので、若干の面積の相違はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（佐々木嘉一）起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

【日程第10、議案第68号 工事請負契約の締結について（鴻上市多目的交流施設（豊川コミュニティセンター）建築工事）】

○副議長（佐々木嘉一）日程第10、議案第68号、工事請負契約の締結について（鴻上市多目的交流施設（豊川コミュニティセンター）建築工事）を議題と致します。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明）それでは、議案書の12ページをお願い致します。

議案第68号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、鴻上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

契約の目的につきましては、鴻上市多目的交流施設（豊川コミュニティセンター）建築工事でございます。

2点目として、契約方法につきましては、指名競争入札によるものでございます。

3点目の契約金額は、1億9,425万円で、4つ目の契約の相手方は、秋田市山王中島町10番26号、瀬下建設工業株式会社、代表取締役瀬下和夫でございます。

平成25年9月10日提出 鴻上市長 石川光男

次に、参考資料をお願い致します。参考資料の4ページであります。

このたびの入札執行にあたりましては、10社を指名致しまして、落札比率につきましては98.47%でございます。

なお、入札執行日は8月30日でございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木嘉一） これより議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 豊川コミュニティセンターの建築工事、これ、瀬下建設工業さんが落札されたということですが、過去5年間における瀬下建設工業さんにおける実績をちょっとご報告いただきたいと思います。

○副議長（佐々木嘉一） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 9番戸田議員にお答え致します。

過去5年間における落札実績はございませんでした。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決致します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（佐々木嘉一） 起立全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩致したいと思います。再開は1時30分と致します。

午前1時50分 休憩

午後 1時30分 再開

○副議長（佐々木嘉一） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

【日程第11、議案第69号 潟上市子ども・子育て会議条例（案）について】

○副議長（佐々木嘉一）　日程第11、議案第69号、潟上市子ども・子育て会議条例（案）についてを議題と致します。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹）　それでは、議案第69号についてご説明致します。

提出議案の13ページをお開き願います。

議案第69号、潟上市子ども・子育て会議条例（案）について。

潟上市子ども・子育て会議条例を次のように制定するものとする。

平成25年9月10日提出　潟上市長　石川光男

提案理由。

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、潟上市における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図ることを目的とした潟上市子ども・子育て会議を設置するため、関係条例を制定するものであります。

それでは、条例案をご説明致します。

14ページをお開きになってください。

第1条は、会議の名称と設置の目的及び根拠法令を明示しております。

第2条は、法令に掲げられております会議の所掌事務を明示しています。具体的には、保育施設の利用定員に関すること、法令に策定が義務づけられております子ども・子育て支援事業計画に関すること、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して審議することであります。

第3条から第6条までは、会議を構成する委員、委員の任期、会長及び副会長の役割、会議等について明示しております。

第7条は、会議の所管課、第8条は委任について明示しております。

なお、附則の1は施行期日で、公布の日から施行するものであります。

附則の2は、この会議の委員の報酬を日額3,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○副議長（佐々木嘉一）　これより議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男）　これは国の法律に基づいて潟上市でもこのような条例を作るということですけれども、第3条の委員の15名以内の定数というか、ということで1から7

までいろいろ述べられておりますが、これがもし2人ずつだとすれば1人余るというか、どういう振り分けにするのかという考え方をお聞きしたいと思います。子供に関することですから、私は子供の保護者のところをもう少し多くしたらいいんじゃないかと思うんですけども、2人ずつなのか、それとも1人のところもあるのか、そこら辺の配置人数についての考え方をお聞きしたいと思います。

○副議長（佐々木嘉一） 鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） ただいまのご質問にお答え致します。

第3条には委員の構成をうたっておりますけれども、15名以内としております。1号から7号までうたっておりますけれども、具体的にそれぞれ何人とはうたっておりません。この中からこの会議に積極的なご意見を発言していただける方を、この後、事務局の方で選任致しまして、その方に委員をお願いしたいと思っております。まだ具体的な案ははっきりしておりませんけれども、子供の保護者、それから事業主、代表する方、労働者を代表する方、そのほか支援に関する事業に従事している方をバランスよく選出お願いしたいと思っております。

○副議長（佐々木嘉一） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 私の意見ですけれども、子供の保護者のところを少し、3人とかそういうふうにしたらいいのではないかという私の提案ですけれども、それについてのお考えはいかがでしょうか。

○副議長（佐々木嘉一） 鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） お答え致します。

その点についてもこの後、委員会の方で検討したいと思います。宜しくお願ひ致します。

○副議長（佐々木嘉一） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第12、議案第70号 潟上市後期高齢者医療に関する条例及び潟上市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例の一部を改正する条例（案）について】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第12、議案第70号、潟上市後期高齢者医療に関する条例及び潟上市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例の一部を改正する条例（案）

についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） それでは、議案書の16ページをお願い致します。

議案第70号、潟上市後期高齢者医療に関する条例及び潟上市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市後期高齢者医療に関する条例及び潟上市国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の率の見直し等を行うため、関係条例を制定するものであります。

16ページにまいりまして、改正条例案でございます。

第1条が潟上市後期高齢者医療に関する改正条文で、第2条が国民健康保険高額療養費及び出産費貸付基金条例の改正内容でありますが、どちらも延滞金の割合及び延滞金利息の特例にかかる利率を納税者の負担を軽減する観点から行われる国税の見直しにあわせ、延滞金利息利率を引き下げるものでございます。

具体的に申し上げますと、現行の特例で年14.6%のものが特例なしのものでございましたものが9.3%に、それから、7.3%の特例が4.3%のものが3.0%に減となるものでございます。

附則の施行期日は、平成26年1月1日から施行するものであります。

なお、参考資料の5ページから新旧対照表を掲載しておりますので、ご参考ください。

以上であります。

○副議長（佐々木嘉一） これより議案第70号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） このパーセンテージを変更するという背景は何でしょうか。そちら辺について伺いたいと思います。

○副議長（佐々木嘉一） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 14番藤原議員にお答え致します。

背景ということでございますが、納税者の負担を軽減する観点から行われる国税の見直しにあわせて延滞金の利率を引き下げるものでございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木嘉一）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一）質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第13、議案第71号　潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について】

○副議長（佐々木嘉一）日程第13、議案第71号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明）それでは、議案書の19ページをお願い致します。

議案第71号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市市税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年9月10日提出　潟上市長　石川光男

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことにより、条例の関係部分を改正するものであります。

20ページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明致します。

1つ目は、個人住民税の特別徴収に関する取り扱いについてであります。これまで公的年金からの住民税特別徴収の対象者が市外へ転出や税額変更があった場合においては、特別徴収は中止され普通徴収に切り替わり、新たに納付の手間が生じてしまうことから、このたびの改正により納税義務者の利便性を図るため、転出等があった場合においても特別徴収を継続的に行うものであります。

2つ目は、金融所得課税等の損益通算についてであります。現行におきましては、上場株式と非上場株式の譲渡損益は同じ株式等にかかる譲渡所得等に該当することから、損益は通算されます。また、公社債の譲渡所得は非課税となっております。今回の改正によりまして、上場株式と非上場株式の損益通算はできなくなります。公社債の譲渡につきましては非課税とする制度が廃止され、20%の税率による申告分離課税となります。また、一般公社債の譲渡損益は、非上場株式の譲渡損益と通算されます。

附則の施行期日は、条例により平成28年1月と10月、平成29年1月にそれぞれ施行す

るものであります。

なお、参考資料の8ページから新旧対照表を掲載しておりますので、ご参考ください。

以上であります。

○副議長（佐々木嘉一） これより議案第71号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第14、議案第72号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第14、議案第72号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 議案書の24ページをお願い致します。

議案第72号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことにより、条例の関係部分を改正するものであります。

25ページにまいりまして、改正条例案でございます。

主な改正内容について申し上げます。

先ほどの議案第71号の市税条例の一部を改正する条例案でも説明がありましたが、地方税法等の改正に伴い、株式等にかかる譲渡所得の分離課税制度の見直しにより、公社債等の譲渡が現行の非課税等から利率による申告分離課税に変更することや金融所得の利子、配当、株式譲渡所得等の損益通算や繰越控除の改正により、関係する条文を整備するものでございます。

附則の施行期日は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料の32ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参考をいただきたいと思います。

以上であります。

○副議長（佐々木嘉一） これより議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第15、議案第73号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第15、議案第73号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の27ページをお願い致します。

議案第73号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市集会所設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、集会所の所管を教育委員会から市長部局へ変更するため、条例の関係部分を改正するものであります。

次の28ページをお願い致します。

集会所の所管を教育委員会から市長部局へ変更するため、条例第3条第1項中「教育委員会」を「市長」へ改め、第4条中「教育委員会」を削るものであります。

集会所設置条例にあります集会所6施設につきましては、来年4月1日から担当課を生涯学習課から総務課へ変更するものであります。今後、地元自治会への周知に努めていくこととしております。

以上であります。

○副議長（佐々木嘉一） これより議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第16、議案第74号 追分自治会館の指定管理者の指定について】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第16、議案第74号、追分自治会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の29ページをお願い致します。

議案第74号、追分自治会館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、追分自治会館でございます。

2つ目として、指定管理者となる団体につきましては、秋田県潟上市天王字長沼132番地9、追分町内会会长海山弘次郎でございます。

3つ目として、指定管理の期間につきましては、平成25年10月1日から平成28年3月31日とするものでございます。

指定管理者の指定にあたり、本年8月9日に指定管理者選定委員会を開催しております。

選定委員会では、追分町内会を指定管理者候補者に選定することにより、地域に密着した運営や施設機能の活用等、効果的な管理が達成できると認められたことから今回提案するものであります。

以上であります。

○副議長（佐々木嘉一） これより議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第17、議案第75号 平成24年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第17、議案第75号、平成24年度潟上市水道事業会計未処分

利益剰余金の処分（案）についてを議題と致します。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木水道局長。

○水道局長（鈴木利美） それでは、提出議案の30ページをお願い致します。

議案第75号、平成24年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について。

平成24年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金 2億4,873万2,770円のうち、2億円を建設改良積立金に積み立て、残与を繰り越すものとする。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

これは地方公営企業法の一部が改正され、昨年度より未処分利益剰余金の処分が議会の議決事項となっております。

参考までに、これによりまして建設改良積立金は24年度末残高516万3,542円に2億円を加え、2億516万3,542円となります。

以上であります。

○副議長（佐々木嘉一） これより議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第18、議案第76号 平成25年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第18、議案第76号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）についてを議題と致します。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の32ページをお願い致します。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第76号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第5号）の1ページをお願い致します。

議案第76号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,667万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億8,737万円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表地方債補正について申し上げます。

ごみ処理施設整備事業につきましては4億7,430万円に増額、農業基盤整備事業につきましては1,340万円に増額、道路整備事業につきましては2億1,410万円に増額、社会福祉施設整備事業につきましては5,000万円に増額、臨時財政対策債につきましては5億7,340万円に減額するものでございます。

歳入歳出予算について主なものを申し上げます。

8ページをお願いします。

13款2項国庫補助金は9,017万1,000円の減額でございます。主なものは、循環型社会形成推進交付金9,417万1,000円の減額でございます。これはクリーンセンター基幹改良整備事業9,846万7,000円の減額とストックヤード整備事業、これは空きびん選別保管施設でございますが、429万6,000円の追加でございます。

次に、14款2項県補助金は1億3,696万7,000円の追加で、主なものは老人福祉費補助金1億3,550万円でございます。

9ページをお願い致します。

20款1項市債につきましては1億4,070万円の追加で、主なものは2目衛生費のごみ処理施設整備事業債で1億1,530万円と8目民生債の社会福祉施設整備事業債で4,170万円でございます。

10ページをお願い致します。

続いて、歳出予算について主なものを申し上げます。

2款1項5目財産管理費は237万7,000円の追加で、主なものは昭和庁舎整備工事236万9,000円でございます。これは7月5日の落雷被害によりキュービクル高圧受変電設備を更新するものでございます。

3款1項6目老人福祉費は1億3,550万円の追加で、小規模介護施設等緊急整備費補助金1億2,100万円と介護施設開設準備経費補助金1,450万円でございます。これは潟上市介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスを行う事業所へ補助するもので、平成26年4月から事業を開始する予定でございます。

3款2項1目児童福祉総務費は263万8,000円の追加で、主なものは、ニーズ調査委託料217万8,000円でございます。これは子ども・子育て支援法の施行により、事業計画の策定が義務づけられているものでございます。3目児童館費は4,567万7,000円の追加でございます。追分西西集会所を整備するもので、建築面積は180.5m²、建築工事費は4,261万6,000円で、年度内の完成を目指すものでございます。

11ページをお願い致します。

4目保育園費は775万8,000円の追加で、主なものは広域入所保育委託料482万5,000円と昭和西保育園遊具設置工事217万8,000円でございます。これは老朽化した木製遊具を撤去し、新たにコンビネーション遊具を設置するものでございます。

4款2項3目クリーンセンター費は3,791万7,000円の追加でございます。これはクリーンセンターの敷地内にびん類の分別収集をするためのストックヤードを整備するもので、平成26年1月から運用を開始する計画でございます。

6款1項3目農業振興費は285万3,000円の追加で、主なものは潟上農業生産力向上事業費補助金236万円でございます。これは農業者の生産体制の強化と経営の安定を図るため、複合経営の拡大に必要な施設及び機械導入に対し、市単独で補助するものでございます。

12ページです。

8款2項2目道路新設改良費は1,352万9,000円の追加でございます。これは追分下出戸線の調査設計等委託料902万9,000円と道路改良工事450万円で、追分地区の側溝改良工事を行うもので、道路の冠水防止に努めるものでございます。

8款5項1目建築住宅総務費は1,100万円の追加でございます。これは住宅リフォーム補助金でございます。

10款1項2目事務局費は269万6,000円の追加で、主なものは児童生徒派遣費補助金150万円でございます。

10款5項1目学校給食費は231万円の追加で、これは天王中学校のガス炊飯器を更新するものでございます。

13ページをお願い致します。

11款1項1目災害復旧費は450万5,000円の追加で、主なものは仁山・羽白目線災害復旧工事106万1,000円と山田・楓木線災害復旧工事200万円でございます。これは7月12日の豪雨被害によるものでございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木嘉一） これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託致します。

【日程第19、議案第77号 平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第19、議案第77号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてを議題と致します。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の33ページをお願い致します。

議案第77号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第77号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ452万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億3,047万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、平成24年度分の療養給付費等の交付金の精算でございます。

以上であります。

○副議長（佐々木嘉一） これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第20、議案第78号 平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号) (案)について】

○副議長(佐々木嘉一) 日程第20、議案第78号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)についてを議題と致します。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長(幸村公明) それでは、議案書の34ページをお願い致します。

議案第78号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)について。

別冊のとおり。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書(案)(第2号)の1ページをお願い致します。

議案第78号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,300万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、平成24年度分の一般会計繰入金の精算でございます。

以上でございます。

○副議長(佐々木嘉一) これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(佐々木嘉一) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第21、議案第79号 平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について】

○副議長(佐々木嘉一) 日程第21、議案第79号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)についてを議題と致します。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長(幸村公明) 議案書の35ページをお願い致します。

議案第79号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について。

別冊のとおり。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第79号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,438万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,869万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、平成24年度分の介護給付費国庫負担金や一般会計繰入金の精算でございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木嘉一） これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第22、議案第80号 平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第22、議案第80号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてを議題と致します。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の36ページをお願い致します。

議案第80号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第80号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ12億852万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、下水道台帳システム更新業務委託でございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木嘉一） これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第23、議案第81号 平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第23、議案第81号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてを議題と致します。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案書の37ページをお願い致します。

議案第81号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成25年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第81号、平成25年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出に247万5,000円を追加するものでございます。

補正の主な内容は、水道台帳システム更新業務委託でございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木嘉一） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第24、認定第1号 平成24年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について】

から　日程第36、平成24年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告　まで】

○副議長（佐々木嘉一）　次に、日程第24、認定第1号、平成24年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第36、平成24年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告までを一括して議題とします。

認定第1号から認定第12号までの12議案について、当局より一括して主要施策の成果等の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男）　お手元に平成24年度潟上市主要施策成果説明書をお配りしておりますが、私から平成24年度決算の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計ですが、歳入決算額は150億6,129万8,000円、歳出決算額は145億803万3,000円、歳入歳出差引額は5億5,326万5,000円、平成25年度への繰越財源5,280万1,000円を差し引いた実質収支は5億46万4,000円であります。

続きまして、平成24年度の主な事業ですが、東湖小学校耐震補強及び大規模改修事業3億7,040万円、クリーンセンター基幹改良整備事業3億2,539万5,000円、長沼球場改修事業1億7,861万3,000円、追分自治会館整備事業6,052万4,000円、多目的交流施設整備事業7,308万円、新庁舎建設用地取得及び樹木伐採・伐根工事9,577万8,000円、再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金事業1億5,145万3,000円、市道整備事業2億6,545万4,000円、自治基本条例制定事業76万5,000円、環境基本計画策定事業472万5,000円、市育英会補助事業1億円であります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3会計を合わせた社会保障関係会計の歳入決算額は74億1,440万円、歳出決算額は71億2,852万8,000円、実質収支額は2億8,587万2,000円であります。

次に、農業集落排水事業、下水道事業、合併処理浄化槽事業の3会計を合わせた下水道関係会計の歳入決算額は14億7,006万2,000円、歳出決算額は13億9,668万3,000円、平成25年度への繰越財源1万4,000円を差し引いた実質収支は7,336万5,000円であります。

主な事業は、公共下水道事業で管渠整備97.7メートル、特定環境保全公共下水道事業で管渠整備2,959.65メートルであります。

このほかに4つの財産区を加えた特別会計全体で、歳入決算額は88億9,130万円、歳出決算額は85億3,017万7,000円、実質収支額は3億6,110万9,000円であります。

最後に、水道事業会計について申し上げます。

歳入決算額は11億8,826万8,000円、歳出決算額は15億3,829万6,000円であります。主な事業は、新追分浄水場整備及び配水管布設等7億9,260万9,000円であります。

主要成果の詳細については、総務部長から説明をさせます。

○副議長（佐々木嘉一） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、平成24年度各会計決算の大綱についてご説明申し上げます。

議案書の38ページからお願い致します。

認定第1号、平成24年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度潟上市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

それでは、お手元の主要施策成果説明書3ページからご覧いただきたいと思います。

一般会計につきましては、歳入決算額は150億6,129万8,000円、歳出決算額は145億803万3,000円、歳入歳出差引額は5億5,326万5,000円、平成25年度への繰越財源5,280万1,000円を差し引いた実質収支は5億46万4,000円でございます。

歳入の主なものについては、市税が24億4,543万円、地方交付税が68億5,469万2,000円、国庫支出金が17億5,814万2,000円、県支出金が9億1,079万1,000円、市債が11億4,770万円でございます。

歳出の主ものにつきましては、人件費が28億9,411万8,000円、扶助費が23億8,043万5,000円、公債費が16億3,122万4,000円でございます。これら義務的経費の合計で69億577万7,000円となっております。

また、普通建設事業費につきましては21億4,388万1,000円でございます。主な事業と致しましては、投資的事業では東湖小学校耐震補強及び大規模改修事業3億7,040万円、クリーンセンター基幹改良整備事業3億2,539万5,000円、市道整備事業の総額は2億6,545万4,000円、その内訳の主なものとして二田追分線舗装補修事業4,943万9,000円、大豊小学校線改良事業3,452万1,000円、大清水下谷地線整備事業2,694万円、また、再生可能エネルギー等導入推進臨時対策基金事業1億5,145万3,000円、長沼球場改修事業1億7,861万3,000円、新庁舎建設用地取得及び樹木伐採・伐根工事9,577万8,000円でございます。それ以外の事業では、自治基本条例制定施行準備事業として76万5,000円、

環境基本計画策定事業472万5,000円、市育英会補助事業1億円、緊急雇用創出臨時対策基金事業3,078万9,000円、教育用コンピュータ整備事業2,517万9,000円、除排雪経費2億9,395万9,000円、住民生活に光をそそぐ基金事業1,712万1,000円、市債繰上償還1億6,301万円でございます。

続いて、特別会計について申し上げます。

議案書の39ページ、お願い致します。

認定第2号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入決算額は40億4,799万8,000円、歳出決算額は38億3,493万7,000円、実質収支は2億1,306万1,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税が6億9,909万5,000円、国庫支出金が8億9,834万7,000円、療養給付費等交付金が2億7,556万1,000円、前期高齢者交付金が8億7,578万2,000円、共同事業交付金が4億9,708万4,000円、一般会計繰入金が2億6,684万3,000円でございます。

歳出の主ものにつきましては、保険給付費で25億4,280万4,000円でございます。

次に、議案書の40ページをお願い致します。

認定第3号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は2億6,616万円、歳出決算額は2億6,481万4,000円、実質収支は134万6,000円でございます。

歳入の主ものにつきましては、後期高齢者医療保険料が1億6,165万8,000円、一般会計繰入金が1億229万9,000円でございます。

歳出の主ものにつきましては、後期高齢者医療広域連合負担金でありまして2億4,326万7,000円でございます。

次に、議案書の41ページをお願い致します。

認定第4号、平成24年度瀬上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度瀬上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出 瀬上市長 石川光男

介護保険事業特別会計のうち、保険事業勘定につきましては歳入決算額は30億9,219万9,000円、歳出決算額は30億2,073万4,000円、実質収支は7,146万5,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、介護保険料が5億5,153万7,000円、国庫支出金が7億1,419万8,000円、支払基金交付金が8億3,590万3,000円、県支出金が4億5,157万7,000円、繰入金が4億7,831万1,000円でございます。

歳出の主ものにつきましては、保険給付費が28億2,781万1,000円、地域支援事業費が4,483万4,000円でございます。

次に、介護サービス事業勘定の決算額につきましては、歳入歳出ともに同額で804万3,000円でございます。

歳入は、すべてサービス収入でございまして、歳出は、すべて保険事業勘定への繰出金でございます。

次に、議案書の42ページをお願い致します。

認定第5号、平成24年度瀬上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度瀬上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出 瀬上市長 石川光男

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額は1億7,194万1,000円、歳出決算額は1億5,896万3,000円、実質収支は1,297万8,000円でございます。

歳入の主ものにつきましては、農業集落排水施設使用料が2,158万3,000円、一般会計繰入金が1億3,491万円でございます。

歳出では、湖岸地区処理場の内部機材撤去工事を451万5,000円で実施し、撤去後は地域の備品庫として使用しております。

また、豊川地区の河川改修事業による豊川橋の架け替えに伴う管渠移設工事を118万7,000円で実施しております。

なお、平成24年度末の加入戸数は209戸でございます。

次に、議案書の43ページをお願い致します。

認定第6号、平成24年度鴻上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度鴻上市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出 鴻上市長 石川光男

下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額は12億9,146万4,000円、歳出決算額は12億3,168万9,000円、歳入歳出差引額は5,977万5,000円、平成25年度への繰越財源1万4,000円を差し引いた実質収支は5,976万1,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、下水道使用料が4億2,694万2,000円、一般会計繰入金が5億607万7,000円、下水道債が2億570万円でございます。

歳出では、公共下水道事業として593万3,000円で、管渠97.7メートルを布設しました。また、特定環境保全下水道事業として湖岸及び羽立地区農業集落排水事業からの切り替えのため1億6,018万9,000円で管渠2,959.65メートルを布設しました。平成24年度末の供用開始面積につきましては、公共下水道と特定環境保全公共下水道の合計で1,227ha、下水道加入戸数は8,689戸でございます。

次に、議案書の44ページをお願い致します。

認定第7号、平成24年度鴻上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度鴻上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出 鴻上市長 石川光男

合併処理浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額が665万7,000円、歳出決算額は603万1,000円、実質収支は62万6,000円でございます。

歳入の主なものについて、合併処理浄化槽施設使用料が275万8,000円、一般会計繰入金が353万6,000円でございます。

歳出は、施設の維持管理費と公債費であります。

なお、平成24年度末の加入戸数は76戸でございます。

次に、議案書の45ページをお願い致します。

認定第8号、平成24年度鴻上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

豊川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は283万2,000円、歳出決算額は222万5,000円、実質収支は60万7,000円でございます。

次に、議案書の46ページをお願い致します。

認定第9号、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

下虻川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は184万3,000円、歳出決算額は129万6,000円、実質収支は54万7,000円でございます。

次に、議案書の47ページをお願いします。

認定第10号、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

和田妹川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は109万6,000円、歳出決算額は67万9,000円、実質収支は41万7,000円でございます。

次に、議案書の48ページをお願い致します。

認定第11号、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

飯塚財産区特別会計につきましては、歳入決算額は106万7,000円、歳出決算額は76万6,000円、実質収支は30万1,000円でございます。

最後に、議案書49ページをお願い致します。

認定第12号、平成24年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度潟上市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成25年9月10日提出 潟上市長 石川光男

水道事業会計につきましては、収益的収入額は6億4,297万2,000円、収益的支出額は5億771万円でございます。

また、資本的収入額は5億4,529万6,000円、資本的支出額は10億3,058万6,000円でございます。

主な事業と致しましては、新追分浄水場整備及び配水管布設等が7億9,260万9,000円、大崎配水施設整備1,353万9,000円、大郷守1-1・4号取水井戸更新工事1,018万5,000円、鶴沼台浄水場監視システム更新2,541万円、豊川河川改修に伴う送水・配水管布設2,772万8,000円でございます。

以上でございます。

○副議長（佐々木嘉一） これで説明を終わります。

次に、代表監査委員より、平成24年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告を行います。渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊晋二） 監査委員の渡邊でございます。

平成24年度潟上市各会計の決算を審査した結果について、委員を代表致しまして報告させていただきます。

審査対象は、潟上市一般会計歳入歳出決算、10項目ございます特別会計歳入歳出決算及び法令に定める決算附属書類等であります。

審査は、7月26日から8月22日までの期間、市役所の各庁舎において実施致しました。審査にあたりましては、各課から提出された資料をもとに、関係職員の出席を求め、説明を受けながらその所管にかかわる関係帳簿及び証書類と照合を行い、例月出納検査や定期監査の結果を参考にして実施致しました。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつそれらの計数は正確であるものと認められました。

また、決算の内容及び予算執行状況につきましては、全般的に妥当であると認められました。

さらに、基金についても設置の目的に沿って運用され、計数も正確であるものと認められました。

総括意見と致しまして、アベノミクスと呼ばれる経済政策が進められており、景気が

回復傾向にあると言われている中、本市においては新庁舎建設や豊川地区の多目的交流施設などの大規模なハード事業が進められております。いずれも今後の市の発展を担う施設となるため、市民からの期待も大きく、その利活用には十分に検討していただきたいと思います。

また、平成24年度には環境基本計画、第2期障がい者計画、生涯学習推進計画等の各種計画が策定されております。実効性のある事業の推進が期待されるほか、感染症の予防対策の充実や不妊・不育治療への助成など、市民の安心・安全・快適な生活を守るための事業への傾斜が見られ、本市で暮らすことの有意さを市民に感じてもらうことができたのではないかと考えております。

今後は、限られた財源の中で実施すべき事業を取捨選択し、効率的な行財政を執行するとともに、市民が親しみやすい窓口づくりについて検討するなど、包括的な市民サービス向上に努められるよう期待致します。

続きまして、平成24年度鴻上市水道事業会計決算の審査についてであります。

審査は6月24日に市役所昭和庁舎において実施致しました。

審査にあたりましては、決算報告書、財務諸表等関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかの検証をするため、元帳、その他会計帳票及び会計書類との照合による方法により実施致しました。

なお、当事業が経済性を發揮し、サービスが向上するよう運営されたかどうかを検討するため、意見書にありますように事業の分析も行っております。

審査の結果でございますが、審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に示しているものと認められました。

総括的意見と致しまして、現在のところ経営の安定が認められるものの、経営の根幹である水道料金の未収額が増加傾向、収納率の低下、さらには人口減少に伴い給水人口も減少することが予想されます。また、老朽化した施設の更新や維持管理により経費が増大していくことを考慮すると、厳しい経営環境が続くことが予想されます。

平成24年度末から新追分浄水場が稼動しているため、その稼動状況を確認するとともに、より一層の市民サービス向上に努められ、引き続き良質で安全・安心な水の安定供給に万全を期すよう望むものであります。

次に、財政健全化判断比率について報告させていただきます。

審査の対象となる4つの健全化判断比率についての審査結果でございますが、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。先ほどの報告にもありましたとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支が赤字ではありませんので比率はゼロとなっております。

また、実質公債費比率は11.1%、将来負担比率は48.8%となり、それぞれ昨年度より改善され、早期健全化基準以下となっております。

資金不足比率についての審査でございますが、各会計における資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。資金不足比率は実質収支が赤字ではありませんので、比率はゼロとなっております。

この健全化判断比率が公表されることにより、すべての会計が一体となった総合的な財政運営が求められることになります。これらを踏まえ、長期的展望に立った健全で安定した行財政運営を期待するものであります。

以上をもちまして、平成24年度瀬上市各会計決算の審査報告、財政健全化判断比率の審査報告とさせていただきます。

○副議長（佐々木嘉一） これで代表監査委員の決算審査報告を終わります。

これより、認定第1号から認定第12号までの質疑を行います。

最初に、認定第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に分割付託します。

次に、認定第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

次に、認定第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

次に、認定第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

次に、認定第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、認定第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、認定第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、認定第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、認定第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、認定第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、認定第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、認定第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第37、同意第7号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第37、同意第7号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

同意第7号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第7号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 潟上市昭和豊川竜毛字塩辛田26番地

氏 名 川 上 孝

生年月日 昭和23年11月12日

提案理由。

平成25年6月30日付で人権擁護委員の夏井幸子氏が退任したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものであります。

なお、夏井さんの退任理由は、家庭の事情、家族の介護のためであります。

川上さんの略歴については、議員の皆様のお手元にお届けしておりますが、人権擁護委員としてふさわしい方だと思いますので、宜しくお願ひを申し上げます。

○副議長（佐々木嘉一） これより同意第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 討論なしと認めます。

これより同意第7号を採決致します。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（佐々木嘉一） 起立全員であります。したがって、同意第7号は同意することに決定致しました。

(「議長、休憩動議」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 暫時休憩致します。午後3時まで休憩致します。

午後 2時44分 休憩

午後 3時00分 再開

○副議長（佐々木嘉一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第38、発議第1号 潟上市議会基本条例（案）について】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第38、発議第1号、潟上市議会基本条例（案）についてを議題と致します。

発議第1号について提出者の説明を求めます。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 発議第1号、潟上市議会基本条例（案）について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び潟上市議会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

平成25年9月10日提出

潟上議會議長 千田正英様

提出者 藤原幸作、賛成者 堀井克見、同じく中川光博、同じく大谷貞廣、同じく小林 悟、同じく岡田 曙、同じく佐々木嘉一

提案理由、市長と議会は市民の直接選挙により選ばれ、ともに市民を代表する二元代表制となっています。市長を執行機関、議会を議事機関として独立対等の機関とし、市民の負託に応える責務を負っております。

また、議会には執行機関に対する監視及び評価、政策立案及び政策提言の機能強化が求められています。このような使命と責務を重く受け止め、積極的な情報公開と市民参加のもと、説明責任を果たすとともに、議員間の自由な討議を展開し、市政の論点を明らかにし、政策の実現に努め、市民の信頼に全力で応えていくことを決意し、議会の規範として、議会基本条例をここに制定するものであります。

議員各位の満場のご賛同を宜しくお願ひ申し上げます。

○副議長（佐々木嘉一） これで説明を終わります。

これより発議第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 委員長どうもご苦労さまでございました。延べ29回にわたりましての委員会審査ということで、本当に大変お疲れだったと思います。

そういう中で2点ばかりについてお聞きしたいと思います。

ただいまの委員長が読みました。これはこれでいいのかどうかわからないけども、議会を議事機関と申しておりますけれども、普通は議決機関ではないのか。その辺のところをまず1点ですね。

それと、第4条、危機管理ですけれども、ここでは「大規模災害等の不測の事態が発生した場合、市民及び地域の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に速やかに必要な要請を行うものとする」となっておりますけれども、今この大規模災害のときは市は対策本部を立ち上げるということで、前の私の一般質問でもお答えしております。そして、例えば今、各地域で自治会、あるいは消防団が中心になりまして地域自主防災組織ですね、そういうものを立ち上げておりますので、かえって議員が必要に応じて市長に速やかに必要な要請を行うというものは、その地域防災組織、あるいは対策本部を混乱する恐れがあるのではないかと思いますので、私はかえって、地域防災組織と協力し合いながら、その議員は、議員というのは議会でないと、議員でも個人なんですから、必要な行動をとる、こういうふうに私はした方がいいのではないかと、このように思いますけれども、委員長のお考えをお聞き致します。

それからもう1点ですけれども、この12条ですけれども、「委員会は、所管にかかわる行政課題について、所管事項の調査（閉会中を含みます。）」となっておりますけれども、ここにわざわざ括弧しているんですから、「ただし議会の議決事項が必要である」と、こういうふうに私は書き加えた方がいいと思います。なぜかというと、これは私どもだけであればいいけれども、将来にわたってこうであれば混乱する恐れがある。こういうことでございますので、その点をひとつご答弁をいただきたいと、このように思います。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 15番西村議員から3点の質問がございました。

1つ目は、議決機関、議事機関ということでございますが、議決機関というふうに一

般的にも言われますが、議事機関というふうな名称でいく場合もあるというふうなことをご理解願いたいというふうに思います。

2番目の危機管理については、これは全国の議会基本条例にはほとんど入っておりません。市との協議の中でも栗山町も入っていないんじゃないかというふうなことがご指摘があったわけでございますが、これは3.11の以降に議会の対応としまして入れるべきだというふうな意見が多くなってきております。当委員会におきましても、愛知県、それから茨城県、県議会、市の条例を参照しながら時間を多くとりまして、執行権の侵害にならないかと。執行権というのは事務は地方自治法第149条に担任事務が市の、町の場合はあるわけでございますが、そういうふうなものに侵害しないかというふうなことを十分協議しまして、いわゆる議員の立場として地域において活動もする、災害の場合、活動もするわけでございますが、地域に住んでおるということになれば、やはりそれぞれの情報も持ってるというふうなこともありますので、まとめてそれは市長の方に要請するというふうな文言になったというふうな経緯がございます。

それから、3点目の閉会中審査でございますが、ややもしますと、その審査について閉会中も含めまして調査活動が常態化しておらないというふうに、委員会でその場でもって終わってしまうと、いわゆる承認機関のような形になってるんじゃないという批判もございますので、いわゆる調査活動、議会の権能として行うというふうなことでございますので、特に括弧したのは、閉会中も同様だというふうなことでございまして、これはご承知のように109条の6項にあるわけでございますが、これについては法律でもって定められるというふうなこともございますので盛らなくてもよろしいという各委員の決定でございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○副議長（佐々木嘉一） 15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 今私が言ったのは、要するにこの議員の役割として、それは熱意はわかりますけれども、ですから要するに地域には地域自主防災組織、そういうものを立ち上げておりますので、あるいはもう大方のところでありますので、議員はそういうところへ行って、議員というのは個人なんだもの、議会がないときは個人。ですから、やはり自主防災組織と協力し合いながらそういう行動をとると、こういうことが大事だと思います。議員だどってね、勝手に、いや、おら方はこうだのああだのってやってることは、これはかえって対策本部を混乱しめると、こういうことにつながるので、私はこの件については修正していただきたいと。これ以上議論してもしょうがないけれども、

そう思います。

それともう一つ、所管事項の調査というのは、これは今、地方自治法の109条と申しましたけれども、109条にはこのように書かれておりますよ。会期中に限り、委員会は独自の判断によって自主的に行うことができますけれども、所管事項の調査については、これは会期中が原則であると、こうなっています。これは109条にこのようにきっちと書かれています。そして、もしこれを調査するとすれば、きっちと議会の議決を経て行いなさいと、このようになっておりますので、これをきっちと明確にした方がいいんじゃないかと、こういうことを言ってるんで、この点をひとつご検討いただきたいと思います。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 災害にあたりましては、議員もその地域の一員としてやはり自主防災組織等に参加するのは、これは当然だと思いますけども、議会の対応としていうと、それはやはりいろんな情報を議会にまとめて市長に要請するというふうな場合もあると、こういうふうなことでそれを載せているというふうなことでございます。

なお、もう1点の閉会中の審査等については、これは条文についても十分各委員でもって検討しまして、これを条文を載せる必要はないと、法律で規定されるというふうなことでやったわけでございまして、これは従来ややもすると、そのときでもって委員会を、常任委員会を終わると。これは最近なのは通年議会というふうなこともあるわけでございますが、それらもあるわけですけども、当面、まず法律で決まってることでございますので議決をして、いわゆる各議員の理解を得まして閉会中でも行うと、こういう意味もあるというふうなことでご理解賜りたいと、こういうふうに思います。

○副議長（佐々木嘉一） 15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 議会というのは開かれて議会なんですよ。議会のないときは個人なんだって。そこわかってください。

それともう一つは、109条ではきっちと継続審査であろうと何であろうと議会の議決を要さなければ閉会中はその調査活動は、議会の議決を経なければできないということを明記しておりますので、もう1回きっちと調べてください。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 各委員はその法律の条文まで、いわゆる見て、そうしてやはり決定した事項でございまして、これは条文に載せるべきでないというふうなことで、この基

本条例の中に載せてないと。いわゆることにつきましては、その趣旨を生かすということでご理解賜りたいというふうに思います。

○副議長（佐々木嘉一） 15番西村 武議員。

○15番（西村 武） この1点だけれども、これは閉会中はきっと調査事項は議会の議決を経なきやいけないと、こうなっていますって。ですから、議会の議決を経なきやいけないんですよ。だからそこをここに、但し書きのところに一筆加えた方がいいんじゃないかと、こういうことを言ってるんですよ。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 法律事項についてはいろいろあるわけでございますが、これを全部条文に盛るというと、かなりいわゆるそのものが膨大になるというふうなことでございまして、法律で決まってることでございますので、いわゆる議会の意思としてそういうふうな閉会中も含めて調査活動を行うと、こういうふうなことを盛り込んだと、こういうことでございます。

○17番（堀井克見） 議長、終わり。

○副議長（佐々木嘉一） それぞれ……。

○17番（堀井克見） 終わり。終わり。

○15番（西村 武） 議長、この堀井議員は今、不規則発言していますよ。これ注意してやってください。私は今、納得いかないから聞いているんですからね。

○副議長（佐々木嘉一） 所定の回数をオーバーしていますので、そのほかにありませんか。14番藤原典男議員。

○副議長（佐々木嘉一） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 第4章、市長との関係の（2）のところをご覧になってください。「議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長及び教育長は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員からの質問に対し、質問題旨の確認等のための発言することができます。」というふうにありますね。これは質問題旨の確認等のための発言をすることができますということは、反問権があるというふうなことの解釈だと思いますので、これはしっかり反問権と書いた方がよろしいんじゃないかな。

それから、本会議だけでなく常任委員会でもね、市長の命を受けて課長・部長が答弁する発言の中身は、市長、教育長の発言というふうなことにもなると思いますので、これはしっかり常任委員会の中でも反問権を認めると。課長・部長に対しても反問権を

認めるというふうなことが私は必要だと思います。

というのは、この前文の中でどういうふうなことを書いているのかといいますと、「二つの代表機関は、議事機関及び執行機関として独立対等の立場にあり、それぞれの機能を生かし」ということで、独立対等の立場にあるというふうなことを明記してますね。前文の中で。ですから、その精神を生かすとなれば、本会議の市長、それから教育長の発言はもちろんのこと、市長の命を受けた課長・部長に対しても反問権を与えるべきだ、そういうふうなことを与えるべきというふうなことをね、はっきりこの文章からはそういうふうな趣旨で書かれているので、それはしっかり書いた方がいいんじゃないかなというふうに思います。こういうふうな市長と、当局と議員との公正な対等なやりとりが、やはり市民が聞いて議論がはっきりわかると、整理されるというふうなことにもつながるので、それはここのところね、質問趣旨の確認等のために発言することができますということをはっきり反問権というふうなことの表し方をした方がいいというふうに思います。

それから、2つ目、先ほど西村議員が話しましたけれども、それについてはちょっとだぶりますので省きますけれども、第14条の中の委任というふうなところで附則のところがありますね。施行期日。この条例は、平成25年10月1日から施行する。こういうふうなこともありますけれども、9月27日に議会が終わって10月1日からの施行というのね、私はこれは無理があると思うんです。というのは、国の法律でも条例でもね、地方の条例でも、市民に対する周知期間というのがあるわけでしょう。6ヶ月とか3ヶ月とか。ですからこれ、なぜこのすぐね、施行するような内容になっているのかと。私はこれやらないと、議会が勝手に市民がわからないところでも決めちゃったというふうことになりますので、これは市民に対する周知期間、これは絶対持つべきだということで、少なくとも私は6ヶ月とは言いませんけれども3ヶ月ぐらいは私は必要なのではないか。これに対する考え方について伺いたいと思います。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 14番藤原典男議員から、大きくは2点。反問権のことがありました。

反問権については、私どもが条例を制定する際に5つの市町、これを参考にしながら検討したわけでございます。その5つの中で3市町は、いわゆる反問権、反問権という権利はございませんので反問という言葉、反問権という言葉はございません。反問という言葉を使っておるわけでございますが、ほかの2つ、これは私ども最も、全議員で大

仙市を研修したこともございますが、大仙市と岩手県の奥州市は、今提案した文言と同じでありますて、確認というふうなことで使っております。これは反問というと何か先鋭的な言葉になるわけでございますが、お互い、地方自治法の1条の2にあるようにいわゆるお互いに福利の増進する地方公共団体であるというふうな認識のもとに、やはりやるべきだというふうなことで、これは反問とかお互いに対立じゃなくて、立派なものを示してやはり市民のためにやるんだというふうなことを表した言葉だというふうに私は受け止めておりますので、この点もそのようにご承知願いたいというふうに思います。

それから、市長、教育長の関係につきましては、市長に議長が要請するわけでございますが、いわゆる職員は委任事項、それからいわゆる行政委員会等は嘱託でございます。そういうふうな形でもって出席するわけでございますが、これは行政実例から言いまして、市長、教育長といったわけでございますが、委員会のことをお話ありましたけども、委員会は本会議のいわゆる下、審査機関でございます。これは自由討議のようなお話も、近いお話もございましたけれども、自由討議というのは議員同士がやるというふうなのが本来の姿でございます。そういうこともありますので、この点については反問権、反問を使わないというふうなことをご理解願いたいというふうに思います。

それから、施行期日でございますが、この条文は議会のことと市当局の関係が非常に多いわけでございます。報告会等もやりましてネットでも流しているわけでございますが、いわゆる決めてから周知徹底すると、これは委員会も開いてそのような条項もきちんと、啓発すると。啓発という言葉はちょっとおこがましいかもしれません、そういう文言でもってうたっているわけでございますが、これは施行は3ヵ月とか6ヵ月のことも、1年とかってあると思いますけれども、いわゆる法律の場合も即日、翌日から施行するというふうなケースもありますので、これは事の性質によるわけでございますので、今回の基本条例、それから政治倫理条例とも即日、いわゆる10月1日施行した方が市民のためにも、議会、それから当局のためにもよろしいんじゃないかと、こういうふうなことでございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○副議長（佐々木嘉一） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 私のいろいろ言ったことがよくご理解されていないみたいなんですけれども、ここにも書いてあるとおり、7条にも書いてあるとおり、途中から「質問趣旨の確認等のための発言をすることができる」というのは、反問のことなんでしょう、まず。そうすると、はっきりそういうふうにこう書いたらいいんじゃないかなというふ

うに思います。

それからまた、教育長、市長の命を受けてね、常任委員会での発言はやはり市長、教育長の発言だというふうなことに捉えて、自由討議ということは私は言ってませんよ。わからぬことについては、何を言わんとするかということをね、やはりお互いに聞き合って、それでいいものを、お互いにいいものを探っていくというのはね、自由討議じゃなくて市民に対する私は責任ですよ。そこが常任委員会の中でもないと、何をやっているんだかっていうふうなことがはっきりわからないと思うんです。ですからはっきりね、公明的な何というか、はっきりしたような質疑がわかるように常任委員会の中でも反問権が使えると、反問ができるというふうにここは私はするべきじゃないかなというふうに思います。この点について、この文章から見ればそれは反問というふうなことで認めると思うので、これははっきりそういうふうにうたった方がいいと、私はそういうふうに思います。

それからあと、周知の徹底なんですけれども、市民のためにも議会のためにもというふうなことを言いましたけれども、私はそうは思いません。やはりこういうふうなものは、議会これからどういうふうに動いていくのかというふうなことについてはね、勝手に決めちゃったというふうなことがないようにやはり市民がいろいろな物を見て、それで言ってみれば周知期間、これは必要だと思うし、すぐ施行する理由というのは一つもないと思うんですよ。この点についてわかりやすく理解できるようなご答弁を宜しくお願いします。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 同じことの繰り返しになると思います。これは14番藤原典男議員と、いわゆる委員会との見解の相違かもしれません。

反問というのは、いわゆるそのことを問うというふうに、いわゆるこれはおかしいんじゃないかということで問うというだけでも、いわゆるそのことにつきましては趣旨の確認というふうなことについては、いわゆる反間に相当するかもしれません、文言としては反問を使わないと、こういうことがあります。

それから、委員会のことを話されましたけども、委員会ではいわゆる質疑の中では聞いて、最後通牒的には議員同士の今後どうするかというふうなことは、自由討議はそこら辺まで委員会では踏み込まなかったわけでございますが、それが非常にこれ自由討議の中では大事になるというふうな認識は共通しております。

それから、その周知徹底の関係の施行期日のことでございますが、10月1日にしまして市民に対しまして議会の姿勢としてこういうふうにやったと。いわゆる当局との関係も協議しましてこういうふうに進めていくんだというふうな議会の姿勢を表すということが非常に大事だというふうなことで、10月1日としたというふうなことあります。

○副議長（佐々木嘉一） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） それでは、私、全般にわたってちょっと聞きたいんですけども、この条例が今日、本日あがるまで、二十何回目のときに議員の全員協議会1回やりました。そこでいろいろな意見が出されたと思うんです。その後、当局からのご意見もいただきました。全員に配付されてわかると思うんですけども。そういうふうなこと。それから、岩手大学の教授を呼んでねパブリックコメントやって、その中で、ここにはあるんですけども、いろいろなそのご提言もいただいております。これをもとにして当局の何というか意見とか、この岩手大学のその先生の置いていった提言をもとにしてね検討して、で、どうしますかと、いろんなこと言われてますけども、というふうなことで議員にもう1回ね、我々としてはこういうふうなことを参考にやはり取り入れるべきものは取り入れなきゃいけないというふうなことで、この議会に出す前にもう1回全員協議会とか、1回では足りないんですけども、やって、それでこの内容でやりますよというふうなことであればいいんだけれども、最初に提案された中身でね、まっすぐそのままストレートに出すというのは、私はこれ異常だと思うんですよ。やり方としても。だからその点についてはどう思っていますか。私は民主的なやり方ではないと思いますよ。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 私は大変民主的に進めたというふうに思っているところでございます。ただ、これは委員の選任は各会派の代表者というふうなことでございます。確か全員協議会のことにつきましてはあるかもしれません。しかしながら、市との協議の関係、それから斎藤教授の提言検討事項につきましては、委員でもって十分検討したというふうなことでございますので、その成果が今日の提案になったというふうなことでございますので、全員協議会についてはもっとやればよかったかもしれません、そういうふうなことも踏まえながら、いわゆる全員協議会のご意見も踏まえ、パブリックコメント等につきましても十分それを取り入れながらやったというふうなことでございます。どうかひとつその点をご理解賜ればというふうに思います。

○14番（藤原典男） 議長、もう1回発言を許してください。議長。

○副議長（佐々木嘉一） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 十分にパブリックコメントとかね、それから当局の意見とか十分参照したというふうなことになってますけど、内容的には何も変わってないでしょう。私、そこ指摘したんですよ。それから、最終的にこの議会にあげる前に、議員の皆さんこういうふうなこといろいろありましたけれどもこの内容でいいですかというふうなこと、ちゃんとね確認しなきゃいけないでしょう。ある会派によっては会派代表が来てると言いながらね、ある会派では1回も開催しないで相談もかけないというふうなところもあったように聞いてます。そのことについてはどう思いますか。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 後段の方から申し上げますが、会派のことについては当委員会ではとやかく言う必要はないというふうに思っております。いわゆる会派の代表でもって構成した方々が、いわゆる15ヵ月29回という英知と汗を流したというふうな結晶が今日の提案だというふうに思っているところでございます。そういうことでございますので、確かに民主的でないとかっていうような言葉も使われましたけれども、そうじゃなくて、いわゆる委員は真剣に取り組んだというふうな成果だというふうなことで、パブリックコメント等についてもそれも取り入れると。それから、市との協議の中でも、いわゆるご指導賜った部分については取り入れて部分もありますけども、それは委員会の中で今日の提出した条例の中に生かされるというふうなことでご理解賜りたいというふうに思います。

○副議長（佐々木嘉一） 18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） 私が今言わんとすることは同僚議員から縷縷申されましたので、あと言うこともございませんようございますが、せっかくの機会でございますのでひとつお伺いします。

先ほど藤原委員長が、このいわゆる条例は、その事の内容によってはあまり施行期間がいらないと。10日でも15日でもいいだろうと、こういう意味の言葉を言っていると思いますが、藤原委員長はあまりこの内容が軽視しているように思います。私から言えば。そうでしょう。もう半月足らずでしょう。それで、やはりここで十分周知期間というものは私は必要だと思います。市当局だって、こんなことをやっていないと思いますよ。市と全く関係はございませんが。私の知っている限り。

それから、先ほど藤原議員からも申されましたけれども、皆さんのが23回目の特別委員会を開いたときにですか、1回協議会を開きました。私も、あるいは同僚議員からもいろいろと意見をしましたが、そのときに、またこの後、全協を開きますというようなニュアンスでございましたけれども、その後、委員長を中心になってもう5、6回もまた会議開いているんでしょう。にもかかわらず、1回も全協を開かないでそのまま一言一句変えないでそのままあげてるというのは、私にはとても理解できないので、この点について藤原委員長からひとつお伺いします。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 周知期間、いわゆる施行期日については、先ほど来いろいろ申し上げておりますように10月1日にした方は、これは議会内部のことが非常に多いと。それから、当局との関係が多いというふうなことありますと、早くやはり設定すべきだと。そしてやはり市民にもって、こういうふうに議会が決めたと。開かれた議会であるというふうなことを逆にPRすると。そういうふうなことが非常に大事じゃないかというふうなことで、今後やはりそのことについて十分検討しながら、広報の関係もありますけれども決めしたことにつきまして市民に浸透するようにしなきゃならないというふうに思います。

それから23回云々のことがございましたけども、それから変わっておらないけども全協やらないと。逆に言うと、変わっておらなければそのまま、そのときに意見があつたことについてもいろいろ委員で協議したわけでございますが、変わってないので逆に開かなかつたというふうにも、逆のことで受け取ってもよろしいんじゃないかと思いますけども、これは1回、先ほど申し上げましたように1回でなくともう1回なり2回やればよかったですと思ひますけれども、これは今反省点もあるわけでございますが、条文がこのように決定したということにつきましてはご理解賜りたいというふうに思つてゐるところであります。

○副議長（佐々木嘉一） 18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） 後段から申し上げますが、藤原委員長は若干反省しているということでございますが、反省しているだけでは何も意味がございません。前に昭和公民館にね集まつたときに、ある市民から、これを急いだところで潟上市の発展ありますかと、まだまだやることあるんでしょうと言つたでしょう。それは皆さんご承知だと思います。これを10月1日に施行しなければならないというのは、あまり拙速じゃないかと。私は

全協もまだ1回しか開いてないので、この点について十分協議するためには、やはり継続的にまたもっと開いて、しかも我々の意見を取り入れていただければ大変ありがたいと思いますが、この点につきまして藤原委員長にお伺いします。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 何回も同じことを繰り返して恐縮でございます。

この施行期日は、先ほど申し上げましたように議会が取り組んでる姿勢をやはり市民に示すと。そういう場合はすぐ施行しまして、当局との関係、いわゆる12月議会も含めまして、それ以前もいろいろあると思いますけども、そういうふうな取り組み姿勢というものが議会として非常に大事だと。いわゆる施行期日なぜ10月1日にしたかというふうなことは、できる限りやはりそういうふうな政策というものは積み重ねても早くやるべきだと、こういうふうなことが非常に後々大きな効果が出るだろうと、こういうふうなことでございます。

あわせまして、この条例そのものはいわゆる改革等の委員会は常置でございますので、いつでもいろいろ検討を加えるというふうなことでございます。無論、政策等についても委員会が設置されますので、そういうふうなことを十分生かしていくためには、やはり一日も早く施行するというふうなことが大事だと、こういうふうなことでございますので、その点をご理解賜りたいというふうに思います。

○副議長（佐々木嘉一） ほかに質疑ありませんか。5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 29回委員会を開催されたということに対しましての労はねぎらいたいと思いますが、先ほどありましたように会派に属さない議員の立場から意見を申させていただきたいと思います。

やはり皆様から意見出てたように、たった1回の全員協議会での、それで今日議会に出されたということですね。私やはりこのたった1回の全員協議会での本当に意見をいろいろ言われたのに対して、その答えも何もなく今日出されたということに対して、やはりこれはもう一度継続して皆さんのお意見を聞くべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 5番菅原理恵子議員にお答えします。

先ほども18番藤原議員に話しましたように、1回というふうなことにつきましてはいろいろ問題もあったかもしれません、委員会としましてはいろんな意見を取りまとめ

しまして今日の提案になったというふうなことあります。今、菅原議員からもいわゆるおっしゃられましたことにつきましては、十分理解しております。しかしながら継続するということについては考えておりませんので、この点についてはいわゆる今日満場一致で決定されまして、そして10月1日から施行するというふうなことの運びになつただければ大変ありがたいと。委員会を代表して宜しくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

○副議長（佐々木嘉一） 5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 会派に属さない議員というのは度外視されているような感じが致します。先ほど、会派に属してて会派の代表で集まつた委員会とおっしゃいました。確かにそうなんですかとも、私たちの意見はじゃあどこで吸い上げていただけるのでしょうか。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 前の全員協議会の際にいろいろ各議員からご意見がありました。それにつきましては集約しまして、これは委員会でもって十分検討させていただきました。そのときには、一人会派であってもいわゆる会派何人かの会派構成であっても、そのときのご意見は自由のような形でもつていただいたというふうなことでござりますので、各議員の意見を十分参照しながら委員会でもって反映したというふうなことでござりますので、その点については委員会でもってないがしろにしたと、度外視したというふうなことではございませんので、宜しくお願ひしたいというふうに思います。

○副議長（佐々木嘉一） 5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） すみません。しつこいようでございますが、確かに第1回で全員協議会で意見は述べさせていただきましたけれども、先ほども言いましたように、その後の対応というもの、全くございませんでした。こういう意見が出ましたけれどもこの意見に対しましてはこうですよという、そういうものが全くなく今日に至っております。その件に関して私は言ったまでですが、いかがでしょうか。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 今のところは十分理解できるわけでございますが、運びについては委員会でもつていろいろ協議しまして今日に至ったわけでございますが、今菅原議員からのお話のような形もあったと思いますけども、いわゆる成案というものは、いわゆるこの議会を代表した委員、選任された委員というふうなことで真剣に取り組んで今日の

案になったというふうなこともご理解賜りたいというふうに思います。

○副議長（佐々木嘉一） これで質疑を打ち切ります。

○14番（藤原典男） 議長。

○副議長（佐々木嘉一） 藤原典男議員。

○14番（藤原典男） この件に関しまして動議を出します。修正動議です。取り扱いを宜しくお願いします。

○副議長（佐々木嘉一） 暫時休憩致します。

午後 3時50分 休憩

午後 4時05分 再開

○副議長（佐々木嘉一） それでは、会議を再開致します。

先ほど、議会運営委員会において修正動議の取り扱いについて検討致しましたので、委員長の方からご報告願いたいと思います。15番西村 武議員。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（西村 武） 私の方から報告させていただきます。

案を備えて出している動議でございますので、したがって動議は既に成立しているというようなことで、これを日程に追加してその審議をすると、こういうことの回答をいただきましたので報告致します。

自動的にそういうふうになるそうでございますので。

○副議長（佐々木嘉一） ただいま議会運営委員長の方からご報告ありましたとおりであります、それでは、ただいま、動議提出者の説明を求めたいと思います。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 発議第1号、潟上市議会基本条例（案）に対する修正動議を提出致します。

平成25年9月10日

潟上議会議長 千田正英殿

発議者 潟上市議会議員 藤原典男、発議者 潟上市議会議員 藤原幸雄、賛成者
潟上市議会議員 西村 武、賛成者 潟上市議会議員 児玉春雄

発議第1号、潟上市議会基本条例（案）に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案

を添えて提出致します。

第2章 議会及び議員の活動原則

(危機管理)

第4条 議員は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす大規模災害等の不測の事態が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に速やかに必要な要請を行うものとします。

削除 上記下線を引いた部分の削除

修正案 上記下線を引いた部分を
把握し地域防災組織と協力し合い必要な行動を行うものとします。
に置き換える。

理由 本来は危機管理という第4条の削除を提案したいところですが、当局の執行権に対し議会、議員はどのような行動をとるべきかということで、上記の文章に置き換えるものです。危機管理については執行機関の職務であり、災害等の救援を行うマニュアルに基づいて執行している際に、議会が情報の伝達ならまだしも、必要な要請を行い、その内容が議員個々により意見が違ったり、間違っている場合には、現場に混乱を起こす可能性がある。本来、議会や議員には危機管理上の執行力は持たないので、議員は正しい当局の指示のもと地域の防災組織と協力し合い必要な行動を行う、とした方が議員のやるべきこととして具体的に理解できます。

第4章 議会と市長との関係

(市長等との関係)

第7条

(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長及び教育長は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員からの質問に対し、質問題旨の確認等のための発言をすることができます。

修正 上記下線を引いた部分を

市長等は に改める。

修正 上記下線を引いた部分 ための発言をすることができます。 を
ために反問権行使することができます。 に改める。

理由 議会は本会議では市長及び教育委員会等の長が答弁し、市長及び教育長が

出席しない常任委員会では市長等の職務命令を受けて部長、課長が答弁することになります。ここでの答弁は市長、教育長の答弁と解釈できます。ですから市長及び教育長だけでなく、常任委員会での部長、課長にも議会がより透明性を持ち、市民にとって分かりやすい自由な討論の場にするためにも反問権行使は認めるとはっきり明記した方が論点・争点を整理するためにも必要と思われます。

議会基本条例（案）の前文には二つの代表機関は議事機関及び執行機関として独立対等の立場にあるとしています。この前文にも書かれているように独立対等の立場にあるとすれば、市長等への反問権は常任委員会においても適用すべきだというのが筋です。

第6章 委員会の運営

（委員会の運営）

第12条

3 委員会を所管にかかわる行政課題について、所管事項の調査（閉会中を含みます。）及び政策提案を積極的に行うものとします。

修 正 上記下線部分を

（閉会中の審査は議会の議決を得て）

に置き換えます。

理 由 委員会での閉会中の審査は地方自治法にも謳われているように議会の議決が必要な事から、はっきり明記したほうが誤解が生じないため。

第10章 条例の位置付け及び見直しの手続き

（見直し手続き）

第24条

附 則 この条例は、平成25年10月1日から施行します。

変 更 この条例は、平成26年1月1日から施行します。

理 由 国会で決めた法律や地方議会で決めた条例は普通6ヶ月間ほどの周知期間があるのが普通です。市民に一定の期間告知し、その後に施行する事は自然の流れであり、行政の常套であります。本市に関わるものなので3ヶ月間の猶予期間をみました。

以上でございます。

○副議長（佐々木嘉一） ただいま動議提出者の方から修正案について説明がありました。

これら修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） ただいま修正案ということで出されておりますけれども、まず反問権ということが書かれてまして、それで市長等というふうになっています。それで、市長等というのは、ここに書かれているようにいわば責任者、いわば行政の責任者である市長、教育長というふうな私は認識をしておりますけれども、しかしながら、この場であれば、いわゆる行政命令を受けていわば委員会等に行ってると。だから、言ってみれば反問権があるんだと。こういうふうなお考えのようですけれども、私はですね、委員会も本来のあり方は、これは議会議員が審査をするときに採決をするわけですね。最終的に。そのために、いわば採決のとき、いわば議論するときによくわからないと。いわば議案の中身とかそういうふうなことにわからないときに当局に対して、これいかがでしようかということで、いわば議決採決をするときの議員が判断するときのいわば補助的な要素でないのかというふうに私は考えてるわけですけども、それは違うでしょうか。それで、そういう意味からすれば、この責任がある答弁というのが反論権があって、それを部課長が答えるとすれば、私はやはりいかに職務命令を受けたといいながら、その部課長が言ってみればこの反問権という形でね、これを答弁することは私はちょっと無理じゃないかと、こういうふうに思います。もしこれが他の議会とかそういうふうなことで、こういうことが容認されてるかどうかということは私は非常に疑問に思います。ですから、もしこれがわからないという、みんながわからないときはやはり市議会議長会あたりでそういうふうなことがどうなのかというぐらいは聞いてもいいんじゃないかなというふうに思います。私の考え方としては、このやはり言ってみれば委員会に参加しているいわば当局の方々に対しては、議員がいろんなことによく内容がわかんないときにそういうふうなことを説明を求めたりいろんなことをするということではないかなというふうに思っております。間違ってるかどうかわかりませんが、そういう感じを持っておりまので、ちょっとこの「等」の反問権については、ちょっと疑問があります。長というのは等ですね。等。いわば部課長というか職員の反問権。委員会あるいはその他において反問権があるということについては、私はちょっと疑問に思っております。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一） ただいま8番伊藤栄悦議員から修正案の提案者に質問がありました。14番藤原典男議員より答弁願います。

○14番（藤原典男） ここで言っている市長等というのは、市長、教育長、それから農業委員会の会長、それからあとは常任委員会においては部長・課長、ちょっと誤解、もしかすればされているようかもしれませんけれども、反発権じゃなくてね、議事が、議員が今何を、どこの確信を聞きたいのかというふうなことをね聞き返す。これは当局としては必要なわけでしょう。それがないと、どこまでいっても何を聞きたいのかわからないままずっとね何回も聞いても、よくわからないので、ここのことについてはこういうふうなことを聞きたいんですかというふうな聞き返すことが、まず反問になるわけでしょう。それは私は認めるべきだ。ですから、伊藤議員が言う反問のことと、こちらが思ってる反問のことは食い違ってるというふうに思います。

それから、全国の市長会についてというふうな話がありました。それから、ほかの議会ではこういうふうなことがないと言っておりますけれども……。あるかどうかについては、まだ私自身ははっきりこうだというふうなことは言えませんけれども、しかし今の議会の流れとしましてね、当局に反問権を認めるというふうなのが議会の議会基本条例を作っていく上では、今そういうふうな流れじゃないかというふうに思いますね。

反問権じゃなくて反問ということですね。ですから、なぜそういうふうなことが必要なのかということになれば、市民もまず常任委員会とか本会議に来てますけれども、何回当局が答弁しても意見がこう、質問と答弁がね食い違った場合に何やってるんだというふうなことになりますので、それについてはどういうふうなことをお聞きしたいですか、こういうふうなことなんですかというふうなことを問いただすのがね、やはり必要だと思うし、それはその中身に入っていると思うんです。

○副議長（佐々木嘉一） 8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 今の話はわかりますけれども、私はやはり議会というのはね、議員の主体性というのが、これがやはり十分にね議論の中でなされて、それで議論をした故に今度は、言ってみれば少数意見が多数にかわるというね可能性があって、我々が民主主義の多数決原理ということを行うわけですけども、そういう意味からするとね、やはり議会議員の委員会にしろ、やはり本会議にしろ、それなりのやはりきっちりしたね、そういうふうな何というか議論を通して主体性を、議会が主体性を持って、議員が主体性を持ってそういうふうに判断をして議決をしていくということが私は重要だと、こういうふうに。ただ、ただし、さっき言ったように市長とか、あるいは教育長というのは、これは責任者、行政の責任者でありますから、これは反問しても、これじゃないかって

いうね、私の方の反問権は今そうなってませんけれども、言ってみれば趣旨がよくわからない点について反問する、反問というか答えると、こういうふうなことになってますけれども、本来であれば反問権というのは趣旨を聞くというところが反問権の中心じゃなくて、やはりおかしいんじゃないかと、そういう、あんたの言ってるのがおかしいんじゃないかというふうなことのやはり論でね、これを張っていくと、こういうことだと思います。だからそういう意味からしても、私はきっちりとやはり行政の責任者がね、やはり反問すると、こういうふうなシステムをとるのが一般的じゃないかと、こういうふうに思います。言ってみれば部課長というものが職務命令を受けたからといって、そして市長に代わって、教育長に代わって反問するということは、私はどうかなと思います。私の考え方です。

○副議長（佐々木嘉一） ほかにありませんか。17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） 4点についてお尋ねしますので、明確にお答えを求める。

1点目、この危機管理について。先ほども藤原委員長の提案に対して質疑された議員が修正案を提案したという経緯がありますので、逆にお尋ねをしたいと、こういうふうに思います。

危機管理、この問題については、基本的には何も執行権に対して議会が介入すると、これは毛頭考えておりません。そしてまた、あってはならないことだというふうなことを私どもは議員として、また特別委員会でも十分もさせていただきました。しかしながら、3.11、東日本大震災、ある未曾有の震災を見たときに、議決機関として少なくともやはり意思統一をしてスピード感を持って、当局に対し協力を込めてですよ、危機対応、こういうふうな震災、災害に対してはこうやるべきじゃないかと。もう手をこまねいでいる方がむしろおかしいと。議会の、市民の代弁者としてね。ですから、執行権の介入。できるものでもないし、しかしながらその危機の状況の中で議会もまた一つの議決機関としての意見を集約し、そして当局に要請をしていく。むしろ当然のことだと。そして一体となって危機に対応する。復興に、または復旧に努めると、こういうふうな精神が内蔵しているわけであります、これは先ほど来、議会の開会中だけが議員であって、議会の閉会中は個人、一市民にね、だと。これもまた私は全く違うと思います、それは。365日、議員が議会、公人としての職責もありますし、責任もありますことは明確でありますから、そこはちょっと違ってるんじゃないかなというふうに思います。したがって、それらも含めて我々は議事機関の一員として、あるいはまた議決機関として、ああ

いう一朝有事の災害有事の際は一丸となって市民の声を聞きながら当局に申し入れ、一体となってその危機管理にあたるということを文言で表せばこういうことでありますから、私はこれなくしてむしろ議会の役割というは何なのかなというふうなことを問い合わせたいので、そこら辺ひとつお答えをいただきたいと思います。

それから2つ目なんですが、この反問権。先ほども藤原委員長が答弁しましたが、反問権って権なんていうことはないんです。二元代表制の中で当局が提案をする。我々議会、議決機関はそれに対し、いわゆるチェック機能を果たす。これがお互いの役割分担ですよ。権能の分担ですよ。しかしながら、数字上誤解があつたり法律上のそごがあつたり、そうした場合において、あるいはまた議員の質問がよく理解できなかつた場合にのみ、教育長あるいはまた市長の段階でね、数字の確認やら趣旨の確認できますよということをこれうたつてゐるんであって、権利なんていうのはもう、少なくとも当局に持つことができないですよ。これ地方自治法の解説等ではつきりしてますから。当局が反問権を持つなんてことは法律で許されることでありません。ですから確認と。要するに趣旨の確認と。効率よく議論するためにと、こういうことありますから、この反問権というのはむしろ修正案を修正しなきやならない文言かなというふうに思いますので、その点について何の根拠、何の法的な根拠のもとにこの反問権というのを、むしろ条例にうたおうとしているのか詳しくお答えをいただきたい。これが2つ目。

それから3点目、これも先ほどの議論もされましたけれども、今、委員会の運営、休会中の委員会審査についてのこれを見ますと、いわゆる地方自治法において会議規則の中で休会中の審査というのは本会議の採決なくしてできないのだと。これはもう百も承知ですよ。上位法で決まつてゐるわけですから。あえてそれを瀕上条例に文言として載らなくても、前提は閉会中の調査は本会議場の許可をいただくということ前提です。しかしながら、今日見てますと、やはり庶民の声聞きますと、年に4回の定例議会、主にね、そして報酬等も36万と、普通の議員でも。そういう税金をいただいている中で、やはりこれは今の時代の求めているのは通年議会。365日、公人としての議会の権能も求められているんじやないかということを我々は協議しました。したがつて将来は、もう既に先進の例ありますけれども通年議会制度をとっていますけれども、まずは休会中も本会議の議決を得た上で、限りなく我々は効率よい、しかもスピード感を持った当局との対応を図るために、休会中審査というものを積極的に調査というものをやろうじゃないかという心意気を示したと、こういうことなんで、ここが、どこがおかしいのか。そして

休会中にやると言わなくても上位法の法律にうたっているわけですから、その精神というのは私はむしろこういうふうに載せることに違和感を覚えますが、その点どうなんですか。いま一度お答えください。

それから最後4点目、なぜ10月1日からの施行なんだと、急ぐなど、こういうことなんですが、私どももね29回やる中でこのことも十分に念入りに丁寧に議論しましたよ。特別委員会で。最初は経過措置となるのかな、とらなきやならないのかなというふうな話も出ました。そして事務局を通して全国津々浦々、先進の事例を全て調べましたよ。そうしたら、不特定多数、例えば国民全体だとか県民とか市民、税金のたぐいだとかね、その全体の及ぶものは周知期間の経過措置は当然必要だと。しかしながら、先進の議会の調査をしたところ、この議会基本条例とか倫理条例においては議決、もう即効施行というのが全てでした。周知期間とか経過措置をとってる議会がないということの確認を私どもはきっと得て、そうすればやはり議会自らが律する条例、これが議会基本条例であり、さらにまたそれと不離一体にするのが倫理条例なので、そうすればきっと決まつたら、例えば今日議決されれば20日間の周知期間があるわけですね。10月1日まで。その中でスピード感を持ってやることが議会の姿勢を市民にきっとアピールできることだと。それがこの条例の精神だという私どもは自信を持って提案したつもりでありますけれども、その点についてもどこまでも最低でも3ヶ月だと。これ見ればね。11、12、2ヶ月ですか。1月1日というのは、これ何を根拠なんですか、そうすれば。2ヶ月というのは何を根拠なんですか。ですから、そういうことが、藤原委員長が答えたようにかなり私どもも丁寧に念入りにやってきたんですが、見解の相違があるのかなと私は思いますけれども、こらですね、その理由はそうなんですが、それでもあえて経過措置を作らなきやならないと、理由を再度また逆に、もう一度詳しく聞かせてください。

以上4点答弁を求めます。

○副議長（佐々木嘉一） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 1つ目、危機管理なんですけれども、災害があったときに手をこまねいていたのではだめだと。市民の声を聞き、当局に意見を言うというふうなことがやはり議会としても必要だというふうなことをまずおっしゃられましたけれども、それで市民の声を聞くのは当然必要なんですけれども、しかし情報としては、今こういうところでこういうふうなことが起きてる、こういうふうなところでこういうふうなことが起きてるというふうなことでね、情報の把握をしたことを当局に伝えるのはいいんです

けれども、議員個々人がいろいろ要請をしていくと間違ってる場合もあればね外れてる場合もあるし、当局としては防災のマニュアルに沿って肅々とやってることに対してね、現場に混乱を起こすことになる。ですから、こういうふうに議員としてはその現場においては防災、自主防災組織と一緒にいろいろな災害の救援とかそういうふうなことを行動を起こすと、そういうふうなことを強調しているわけです。いいですか。

それから、反問権というのは言わないというふうなことなんですけれども、ここで言っている趣旨は、第7条の原案見てもわかりますように「市長及び教育長は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員からの質問に対し、質問趣旨の確認等のための発言をすることができます。」というふうなことは、これ自体がね簡単に言ってしまえばやはり反問というふうなことだと思うんです。ですから、ここをはっきりさせた方が私はよろしいんじゃないかというふうなことでございます。

何を根拠にと言っておりましたけれども、それはこの条例をしっかり解釈した結果の、もっとわかりやすい文言というふうなことで述べました。

それから、閉会中の審査についてなんですけれども、上位法で決まっていること、もう議決を伴うというふうなことは当たり前のことだし、あえて書く必要はないというふうなこと。心情はわかるというふうなことでございましたけれども、そこは一致しておりますので、ただ、もっとその具体的にこれからずっと我々の時代過ぎてもっとこう先に行きますと、そこだけを捉えると誤った解釈になるからと思いますので、そこははっきり議会の議決を得て閉会中の審査をやるというふうなことで盛りました。

それから、なぜ10月1日からの施行ということじゃなくて1月1日からの施行、何の根拠かと言いましたけれども、これはスピード感、条例の精神がこうだというふうなことお話をされましたけれども、やはり周知期間というのがありますて、議会というのは我々だけの議会じゃなくて市民も注目しているわけですね。決めてすぐ施行というのやはり私は無理があるので、市民から十分に知っていただいて、それで施行していくというのが私は議会としてのあり方じゃないかなというふうに思いますので、この点を盛りました。

○副議長（佐々木嘉一） 17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） 提案者の藤原議員ね、あなたの思い、一生懸命語っていただいて理解できる部分もある程度はありますよ。しかしながらね、この今、私どもが1年3カ月、30回近くに及んできちっとやはり審議を積み重ね、そして今提案申し上げてる。こ

のことを修正という形で覆すほどの理由がどうも私は伝わってこない。伝わってこない。全く、はっきり言ってね。くどいようですが、もう一度繰り返しましょう。

危機管理、執行権の介入するなんてね、爪の垢ほども触れてませんよ。いいですか。議会及び議員の活動原則と危機管理と、いいですか、議員、我々は市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす大規模災害時の不測の事態が発生した場合、これ不測の事態ね。市民及び地域の状況を的確に把握するとともに、いいですか、必要に応じて市長等に速やかに必要な要請を行うものとする。これ議会と議員の仕事じゃないですか。まさしくその危機、3.11、ああいうふうなね災害起きたときね、議会はそうすれば地域防災の皆さんと相談して悠長に構えてる時代ですか。逆に議員何やってるんだとね。こういう困ったときに。むしろ議員の皆さんのが我々の代弁者なんだから、しっかりと地域を把握し、被害状況を把握して当局にね申し入れを、要望してほしいと、これは当たり前の姿でしょう。これをなぜ把握して地域防災組織と協力し合い必要な、むしろこういうふうな手の込んだこと、いとまなんてないですよ。危機管理のときは。そのために我々は議会として議員としての権能を与えられてる。それを肃々と当たり前に果たそうと。それを基本条例に盛ろうじゃないかというのが今回の危機管理の項なんですよ。第4条なんですよ。そのことについてもう一度。あなたの言つてることと私の言つてることがかみ合ってないですよ。ですから修正に私は、私としては、いや値するのかなということなんです。

そして、いま一つ。この反問権。当局には反問権という権利がないんですよ、法律上。反問という言葉そのものも実際問題ありますよ。確認ですよ、数字とか法律の確認。それは、正しい効率よい質疑するために、提案したものを理解してもらうために、間違った議員が発言したときに数字を確認する、法律を確認する、そのための当局が議会に問えると。反問なんて元来できないんですよ、提案者は。それに「権」をつけて反問権なんて、いつどこでこういう法律できたんですか。法律にありもしないことを条例にうたえますか。だとすれば、あなたの修正案をさらにまた修正しなきゃならないということを私は申し上げてるんです。2つ目。

いいですか。今度3つ目行きましょう。通年議会、はいわかりました。まさしく365日はね、我々はやはり市民の負託を受けてやらなきゃならない時代に入ってるの。年4場所やってて、あと知らないと。だから今日の市長報告なんかもあるとおり、わんさか来るでしょう。6月から9月までの間の市政報告。通年議会的なこういうふうなこと

やってると、比較的ね、今日ね、今日、要するに通年議会をやってれば常に議会と当局が……市長ちょっと聞いてけれ。例えば、そういうのも……市長まず待ってけれ。あなたよ、今議論さね。要は通年議会をやるということは、我々が常に当局といつでも会議ができるような体制を整えると。それによって議会の権能が限りなく果たせると。そのために様々なやはり住民ニーズ、行政課題が出てきますよ。そういうことを少なくとも休会中も審査、審査というか調査できるように当然前提は法律の中で決まってますから、本会議の議を経てやりましょうということをあえてやりましょう、積極的にやりましょう。それによって議会の我々のね、やはり役割をさらに果たしていこうと。市民に身近な議会になろうと、こういうことはこういうふうな条例に盛り込むと、こういうことです。

それから4つ目は、そのことについてどうも藤原議員と私は見解はもう異にするなど。そしてこの施行期日なんですが、先ほど申し上げたとおり、そういうふうなことで議会の自らのことを自ら律して、そして市民と向き合いましょうということですから、広くね、また国民、市民に税の賦課とかそういうものであれば当然周知期間とか経過措置必要なんですが、全国調べてもこういうふうなものは即刻施行していますというのが先進地の例ですよ。それを我々は専門家の意見も聞きながら今回条例案として藤原委員長を発議者に提案したと、こういうことなんですよ。ですから、どうも今修正案を出している藤原議員と私は相入れないものはありますけれども、いま一度この点についてお答え求めます。

○副議長（佐々木嘉一） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 1つ目にね、修正覆すだけの理由はないんじゃないかなというふうなことなんですけれども、私は議会基本条例についてはね全部だめだというふうなことじゃなくて、必要なところはやはり修正しなきゃいけない。そういうふうなことから補充して修正する、そういうふうな立場でございます。

今お話をありました危機管理については、執行権の介入をうたってない。それはそのとおりで気持ちちは、そこはわかりましたけれども、しかしいろんな状況の中でね、防災マニュアルに基づいてやっているときにその議会から、また議員からの要請、いろいろあると思うんですけども、こういうふうなことで困ってるよ、こういうふうなことが今危ないよというふうなことは、それは当然伝えなければいけないんですけども、統一したね、この要請だとか議員個々の要請があれば、それが正しいものかどうかとい

うふうなこともね当局では検証しなきやいけないんですよ。私たちわからないところで、やはり当局は防災マニュアルに基づいて日頃から職員がね、いろいろ何というんですか、練習というかそういうふうなことをやってますから、そこにおいて私たちが、防災マニュアルをわからない者がね、こうだああだと言っても、それは始まらないんじゃないかというふうなことを私は思いますので、そのことも、ここでこういうふうなことが起きてる、こういうふうなことで今危ないよというふうな情報としては伝えますけれども、今我々が一番議員としてやらなきやいけないのは、その現場の中で一緒に防災組織の方と災害復旧とかいうことを協力し合いながらやらなきやいけない。そういうふうなことでうたっているわけなんですよ、というふうなことでございます。

それから2番目、反問権はないというふうなことをおっしゃいましたけれども、この中の意味はね、わからないことについては当局に聞くんですけども、当局からも議員の言ってる質問の趣旨がよくわからないというふうな場合には、やはりそれは聞くというふうなことは大事だと思いますのでね、文言についてはこのように反問権と書きましたけれども、反問する、そういうふうなことで解釈していただきたいというふうに思います。

それから、閉会中の審査についてなんですけれども、何回かここでお話ししましたが、議会の議決を経ながらというふうなことを書かないと……将来的にね、そこの議会、基本条例だけの部分を捉えてやはり誤解が生ずるので、ここははっきり書いた方が私はよろしいんじゃないかなというふうな立場で載せました。

それから4番目について、即刻施行した方が議会の精神をね市民に表すことができるというふうなことを言いましたけれども、それはそういうふうな捉え方もあるでしょうけれども、私は条例というのはすぐ即決施行するんじゃなくて、やはり市民に一定の周知期間というふうなことが必要なので、普通の条例であれば6カ月とか法律そのぐらいですけれども、潟上市に關したことですから10月、11月、12月ということで3カ月間ぐらいいの内で周知期間を設けて1月1日からの施行でいいんじゃないかなというふうなことで掲載致しました。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一）　 いずれ何回も繰り返しの質疑になっておりますけれども、簡単にわかりやすくお願ひします。

4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 今簡略ということがございますので、いわゆる簡単にイエスノーミたいな感じでお答願いたいと思います。

この文言を見ますと、危機管理の第4条の削除を提案したいところというふうなことがあります、これは発議者、賛成者とも、危機管理というものは議会として必要でないというふうな認識であるかということを1点。

それから、後段の方に「議員は正しい当局の指示のもと」というふうな文言がございますけども、議員は当局の正しい指示のもとに地域の防災組織と協力し合い云々とあります。この議員は当局の正しい指示ということはどういう意味であるかと。

この2点についてお尋ねします。

○副議長（佐々木嘉一） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 本来、議員や議会には危機管理権というのはございませんね。ですから、こここの場では本当はその議会議員の仕事じゃないんですけども、危機管理に対して議員や議会がどういうふうな態度をとらなければいけないのかというふうなことで、この文章を載せているわけです。

それから、正しい指示のもとというふうなことなんですけれども、先ほどもお話しましたけれども、災害時には防災マニュアルに基づいてね当局がいろいろなこと、市長の指揮のもとやるわけですね。その中で地域の防災組織もあるわけです。この防災組織と一緒に行動する必要があるんですけども、その個々の防災組織に議員、俺議員だから言うこと聞けとかというふうなことで、あれこれみんなてんでばらばらなものになってしまえばね、やはり大変なことになるということで、当局が定めた正しいマニュアルに基づいて、それに基づいて議員が何というか救援活動をやるとかというふうなことが必要だというふうなことで載せてあります。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 今の危機管理がないと、議会の方で危機管理権がないというふうなのは、根本的に間違いであります。いわゆる議会は発議、いわゆる92条にいわゆるいろいろあります。それから、特別な議会の決議によっては92条の2というふうなものもあるわけですが、地方自治法の112条の発議もあります。議員はいろんな事務について発議ができると。これががないということになればおかしいわけでございますので、そういう発想自体がおかしいわけです。そこの点についていかがですか。

○副議長（佐々木嘉一） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 発想と言われても、おかしいと言われてもね、ちょっと私も理解できないんですけども、危機管理については当局の執行権なわけでしょう。ですからこれをやはり議員として俺の言うこと聞けとかそういうふうなことではやはりうまくないと思うし、本来は削除したいんですけども、危機管理については議員と議会がどういうふうな態度をとるかというふうなことで、ここに述べたわけですので、私はちょっと委員長の言ってることがちょっと理解できないんです。当局に明らかに危機管理の執行権があるので、というふうなことなんですよ。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） ちょっと誤解しているようでございますので、そうじゃなくて、いわゆる議会の権能として危機管理は十分あると。執行権の問題じゃないですよ。そういうことでこの文言を入れたというふうなことでありますので、それは認識が違うと。いわゆる議会の活動の権能の中に当然、地方自治法の112条は発議があります。そうすると、危機管理についてはこうだとはいろいろ発言はできるわけであります。そういうふうな発想がなければだめだというふうなことでありますので、これ以上は申し上げません。

以上であります。

○14番（藤原典男） 発議ができるとかというふうなことをまずおっしゃいましたけれども、私ここで書いてるのはね……。

○副議長（佐々木嘉一） 今、私の許可なくして発言しておりますけれども。

○14番（藤原典男） すいません。

○副議長（佐々木嘉一） 許可をもらってからにしてください。

あと答弁ですから簡便に簡単にわかりやすく……いいですか。

そうすれば非常に長い間この件に関しては質疑を繰り返しておりますけれども、質疑を打ち切ります。

皆さんにお諮りします。会議時間は皆さん会議規則で決まっておりまして、午後5時までということでありますけれども、今日の日程をこなすためには時間延長やむを得ないのではないかと思いまして、5時半まで延長致します。会議終わるまで、そうすれば。訂正します。会議終わるまで時間延長しますので、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） そうすれば、そのように取り計らってまいります。

質疑については一応打ち切りますので、これより原案と修正案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

その前に、討論の方法については皆さん既にご案内のとおりでございますが、討論がある場合は一番先に原案に賛成者の発言を許します。次に原案及び修正案に反対の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。最後に修正案に賛成者の発言を許すと、そういう順序で行いますのでひとつ宜しくお願ひしたいと思います。

それでは、原案と修正案を一括して討論を行いますので、討論ありませんか。原案に賛成者の発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 原案に賛成の討論がなしということですが、ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。

原案というのは、いわゆる提案してあります……討論がないというふうなことです。

そうすれば、原案及び修正案に反対者の発言を……このことに関しては、議会の運営マニュアルの中でそれらに基づいてやっておりますので、そのように……原案及び修正案に反対者の発言。どっちも反対だと。どっちも反対です。

討論がなければ、次に……修正案に賛成者の発言を、討論ですから討論を許します。討論の発言を許します。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） それでは討論がないと認めまして、これで討論を終わります。これより発議第1号を採決致します。

まず、本案に対する修正案について採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（佐々木嘉一） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（佐々木嘉一） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第39、発議第2号　潟上市議会議員政治倫理条例（案）について】

○副議長（佐々木嘉一）　日程第39、発議第2号、潟上市議会議員政治倫理条例（案）についてを議題とします。

発議第2号について提出者の説明を求めます。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作）　発議第2号、潟上市議会議員政治倫理条例（案）について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び潟上市議会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

平成25年9月10日提出

潟上議会議長　千田正英様

提出者　藤原幸作、賛成者　堀井克見、同じく中川光博、同じく大谷貞廣、同じく小林　悟、同じく岡田　曙、同じく佐々木嘉一

提案理由、地方分権時代に即応した議会改革を推し進めていく上で、政治倫理が最も基礎となる重要な課題です。

より住みよいまちづくりに向け、潟上市議会議員の政治倫理に関する規律事項を定め、政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される市政の発展に寄与することを目的として、本条例を制定するものです。

満場一致で宜しくお願ひ申し上げます。

○副議長（佐々木嘉一）　これで説明を終わります。

発議第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村　武議員。

○15番（西村　武）　委員長どうもご苦労さんでございます。

この政治倫理条例の遵守、第3条ですね、この7番目に「市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。」と明記されておりますけれども、まずこれは、例えばこの条例を制定するには憲法を頂点とする国の法令の範囲内において効力を有するものであると、こういうふうになっております。

そこで、この例えば、そういう補助金をいただいておるまことに団体の会長になっている方もここにおりますけれども、要するに行政の権限、あるいは市議会の権限外の事項をここに定めておりますので、私はこれをやはり、ここまで踏み込めないのではないかと、このように思いますけれども、どのようにお考えなのかですね。

もう1点ですけれども、ここは……ちょっと待ってよ……これは13条ですけれども、これは92条の2に伴いまして、例えば議員の配偶者とかそういう者は、その議員に関わる者は議員は辞退しなければならないよう努めなければならないと、こうなっております

すね。13条「市民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退するよう努めなければならぬ。」と、こういうふうになっておりますけれども、これをあまりますね強制しますと、先ほども言ったように憲法、まず条例を作るためには憲法を頂点として国の法律、そういうものに基づいてこの条例を制定するわけでございますけれども、その憲法22条に強要しますと抵触すると。これは私も法律家から聞きましたので、これをやはり考えなきやいけないんじやないかと、このように思いますけれども、その点、委員長はどのようにお考えなのかです。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 15番西村議員にお答えします。

1点の3条の代表者の関係は、今、憲法から言わされました。憲法では、ご承知のように94条でもって条例制定がうたわれます。また、自治法では14条でもって、1項、2項、3項あるわけですが、14条でもって制定がうたわれてあります。これに基づく、いわゆる市町村関係は条例というのは属地的なもの、その場だけ、その地域だけと。いわゆる潟上市の場合は潟上市だけというふうなことになるわけでございますが、いわゆる自治立法権に基づく条例制定というふうなことでございますが、まずこの補助金もらった代表がだめだというふうなことにつきましては、全委員が一致でありますて、これは他県の例もございまして、今、裁判所と係争というふうなことは聞いておりません。ただ、いわゆる広島の府中市でありますが、そのところでは今、最高裁まで行ってる例がありますが、これは2親等のいろんな問題がありましてちょっとケースが違うわけでございますが、そういうのがありますけれども、そういうふうな全員一致の中でもって補助金をもらってる団体は代表者になれないと。ただし、その団体に政治的に介入するという議会のことはできないし、そういうふうなことはないというふうなことを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、2番目のこれは請負等とか指定管理の問題だと思いますが、92条の2項に準ずる趣旨というふうなことを書いておりますけれども、いわゆる憲法の第22条の職業の自由、それから海外とか移転の自由もその中にあります。それは恐らく、この92条関係を表していると。91条も兼職の禁止でございます。これは市長も当然141条、142条あるわけでございますが、そういうふうなのが大きくいわゆる意味の公共の福祉というふうに捉えてもいいんじゃないかというふうなことでありますて、それに準じましてこの

13条については辞退しなければならないと。いわゆる市民の誤解も含めましてそういうふうなことを委員会で決定した文言でございます。

この公共の福祉という言葉は憲法で4つぐらいあるわけであります。いわゆる人権関係で2つ、それから22条のいわゆる職業の自由の問題、それから財産権の憲法の29条であります。いわゆる公共の福祉というのは、利用とか適用というようなこともありますけども4つあるわけでございます。そういう中の22条というふうなことでご理解願いたいと。私は憲法の解釈とはそのように受け止めております。

それから、憲法違反でないと。私はやはり抵触しないというふうなことでございますので、その点を、いろいろ私どもは委員会としては、個人的な問題でなくて将来にわたって議会のやはり信頼度を高めるというふうな面からそのような策定をしたと、こういうことでございますので、宜しくお願ひしたいと思います。

○副議長（佐々木嘉一） 15番西村 武議員。

○15番（西村 武） この例えれば地方議会、その議員必携の中にも、町村の権限の、あるいは議会の権限の及ばないものをね、何もかんでも引っ張ってきて条例化するということは、これは当然無効であると、そのように議員必携の指導書に書かれておりますので、今回の場合は例えば、そういう団体のその長になるというのは団体の組織が決ることであって、議員の権限の及ばないところだからそれはできないんじゃないかと、こういうことなんですよ。

それともう一つが、地方自治法92条の2では、要するに議員はその当該市町村と請負契約してはだめですよと、こういうことなので、例えですね、それと、その支配人になつてもだめだと、同一の行為をする法人の無限責任社員、あるいは取締役、執行もしくは監査委員、支配人、清算人、地方自治法ではこのようにうたわれておりますので、当然その公共の福祉に反しない限りは職業の選択は自由であるということなので、私は憲法22条に違反するんじゃないかと、こう言つてゐるんですよ。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） まず1点目の団体の長、先ほどここでもおるという話ありますけども、私はやはりここの今の議員の云々じゃなくて、いわゆる議員としての信頼度を市民から高めるというふうなのが倫理。これは基本条例の18条であるわけでございますが、委員の方々がほかの方に行きますと、それから常任委員会の研修に行っても、この規定がないために画竜点睛を欠くというふうな言葉もいただいたというふうな面もあります

ので、これについては団体の方に議会が介入するというふうなことではございません。団体は団体、議会は議会の規制だというふうなことでございまして、これは今現在両方あるかもしれません、それは分けて考えるというふうなことが大事だというふうに思います。

それから92条の2項については、先ほど朗読したように、これは職業の私企業、私ですね、私企業の就職の制限になります。それと、ここにはいわゆる責任社員とか取締役、執行役もしくは監査役、もしくはこれに準ずるべき者、支配人及び清算人であることができないというふうなことがありますけれども、そのような、これは請負の、当該地方公共団体に対し、請負する者というふうなのがその前段にあるわけでございまして、それに準じるというふうなことでございますので、これは憲法の第22条の抵触するというふうなことには当たらないと。それから、このことに規定することがいわゆる地方自治法の違反というふうなことには受け止めておりません。この点についても委員会において十分討論、協議したというふうなことでございます。

○副議長（佐々木嘉一） 15番西村 武議員。

○15番（西村 武） だからね、辞退するよう努めなきやならないということであれば、これは抵触しますよとちゃんとこれは法律の専門家も言っていますので、そこなんですよ。その辺のところをもう少し検討する余地があると思います。

それともう1点は、例えば議員に各種団体というのは、例えば自治会長でもいいし、自治会の会長でも何でもいい、地域の皆さんにね、いや議員もやりながらよく自治会のこともやってくれると、みんな喜ばれているんですよ。例えば商工会長であろうと何であろうと。その団体の皆さんから喜ばれているのに、何の権限もない議会ですよ、辞退する、それできないと、ここで明記してありますので、これは違法な条例なんですよ。条例だから違法だという。違法な条例は当然無効だと、こういうことを私は申し上げているんです。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 条例は自治法でもいわゆる上位法がございまして、それに違反しない限り、こういうふうなのがあるわけでございます。これは条例の制定の精神で当然でございます。そういうふうに規定されております。14条でもそのとおりでございます。このことについて今2つあったわけでございますが、1つはまず団体の長については、私どもは議会としてこれはやれとかやらないとかということは一切言いません。そういう

う立場であります。条例では、議会の立場としてはこれは補助金もらってるのは代表者だめだと。だからそれを混同といいますか、今現在いるためにそれを両方が問題あるというふうな捉え方しますけど、条例としましては議会は議会だと。団体に介入するものでないというふうなことは、これは明確であります。

それから、92条の2項については、先ほど西村議員もいわゆる条項を朗読したわけでございますが、この趣旨というのは請負の兼業の禁止というふうなことのまず条文だけです。92条の関係私企業の就業の制限になりますけども、これらを含めて請負とか指定管理については参加してはやはりだめだというふうな、いわゆるそれに準じるというふうなことにしたわけであります。

○副議長（佐々木嘉一） ほかにありませんか。18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） どうも委員長ご苦労さんです。

結論から申し上げますが、この第3条のところで藤原委員長は、他団体に介入をしないと、こう言いましたね。私から言わせれば、はっきり介入しておりますよ。なぜならば、私のような者でもいわゆる潟上市商工会の会長というのは、商工会そのものの総意のもとに、総意のもとに会長にご推挙され、そして今日までやっておるわけでございます。もちろん補助金もいただいておりますが、商工会運営にあたりましては、約、数字言って悪いけれども15%ぐらいでございます。そこで先般の全協でも申し上げました。潟上市には、私をターゲットにしておるようでございますけれども、県内の商工会でいわゆる三種町、いいですか、三種町の会長は私よりも十何年も早いんです。年は若いけれどもね。それから、湯沢おばこ商工会でも、これも私より15、6年も前に商工会の会長をしております。あわせまして、県議会では体協の会長が議会議員ですよ。県からいっぱい、数字はちょっと詳しいことはわからないけれども、それなりに補助金をいただいて、そして運営をしているという中で代表者を務めていると。我が潟上市が、先ほど藤原委員長が前段に申し上げましたけれども、他団体には介入しないと。そうじゃないんです。今回のこれを見ますと、いわゆる内政干渉ですよ。全然手の届かないところに石をぶつけているようなもので、これは私も専門家に、私は商工会長に固執するわけではございませんけれども、専門家に行ってまいりました。これは何にも恐ろしいことはないと。事あつたら私に来てくださいと、このように言っております。このことについてまず第1点、藤原委員長はどのような、私も前に全協でも申し上げましたけれども、どのようなご所見であるのかお伺いします。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 今、まずターゲットという言葉を使われました。ターゲット、私どもはこれは誰それがこれに該当するかというターゲットという考えは一切ございません。いわゆる市民から信頼される政治倫理のあり方としまして、補助金もらっている代表者は辞退していただくというふうなことに、これは全員一致の決定であります。全国的にもこういうふうな条文ケースがたくさんあるわけでございまして、先ほども申し上げましたように、によって訴訟があるとかというふうなことは聞いておりません。だからいわゆる藤原商工会長さんをターゲットにしてこれを辞めさせるためにというふうなことは一切ございません。だから私どもは、いわゆる条例そのものは策定したわけでございますが、このことによって議会が政治介入してあの人を辞めさせるとかそういうふうなことは一切ありません。

○副議長（佐々木嘉一） 18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） ターゲットという言葉は私ちょっときつかったかもしれません、しかばこの中に一番補助金をいただいておる団体は、商工会以外にありますか。自治会長とかそういうものは別として。そうでしょう。私が会長をやった、議員やって会長やったところで、議会、あるいは当局にどういうご迷惑かけていますか。

それからもう一つは、上位法にないんですよ。ないものをね全員一致でやったということであれば、何でもかんでもみんな正しいんですか。黒いもの白いという人がみんな一緒にすれば、それが通るんですか。藤原議員たる者をね、これだけの見識のある方がこのいわゆる条例作ったということは非常に私情けなく思っております。専門家も、くどいですが何も問題ないと言っておりますが、この点について委員長はどのようなご所見持っているのか、あわせてお伺いします。

○副議長（佐々木嘉一） ちょっとその前に。いろいろ発言、答弁その他ありますけれども、言葉についての扱い方について十分注意していただきたいと思います。

それでは、答弁を4番の藤原幸作議員からお願いします。

○4番（藤原幸作） これは検討する中では、努めなければならない、いろいろまず文言があったわけでございますが、これを全委員の一致の中で、私の見解云々ということじゃなくて、私は委員長ですが全委員の一致というふうなことの決定でございますので、私が個人的に云々というふうなことではございません。策定委員会でもってこれを条文を決定したというふうなことでありまして、私の見識云々ではないというふう

なことでありますので、会派から選ばれた代表者の皆さんがその他の条文をいろいろ比較検討した結果、こういうふうなことが一番ベターであるというふうなことになったわけでありまして、県体協とかほかの方の商工会長さんの例も出されましたけども、それらについては私どもは関知しません。

以上であります。

○副議長（佐々木嘉一） 18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） もう1点お伺いします。関知しませんと言いましたが、やはりこれだけのいわゆる問題を抱える中では、それなりにやはり勉強が必要だと思いますよ。代表者として。私どもの方が、いわゆる渦上市だけがこれを作ればいいという、言ってみればパフォーマンス的にやるべきでないと、上位法がございます。その中で私は商工会の会長としてご推挙されておるわけでございますので、この点も十分考えていただきたいと思います。

それから、第13条のところにね、議員本人であれば工事請負とか兼業禁止の問題にできないことは私は百も承知でございます。しかしながら職業の選択の自由というような問題もございます。憲法第22条の中で職業の選択の自由の観点から、これが無理があると。いわゆる公共の福祉に反しない限りは問題がないと、このように憲法で保障もされておりますが、この点につきまして委員長のご見解をお伺いします。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 代表者の見識ということでありますが、これは策定委員会としてまとめたというふうなことでございます。他の方にもこの例が、先ほど申し上げましたようにたくさんあるわけであります。これはパフォーマンスというふうなことでなくて、これは現実に議会がこうあるんだというふうな信頼感を寄せていただくというふうなことで作ってありますので、ただ、基本条例の第18条だけじゃあ効果ないと。先ほど画竜点睛と申し上げましたけども、そういうふうなことでこの倫理条例もあわせてやらなければだめだというふうなことでやったわけでございまして、その中の一環の中にこの補助金の問題と、それから92条の2項の問題があると。これは92条の2項の関係については、92条の2については先ほど来何回も話しておりますように、これに準じることが大事だというふうなことで取り上げたというふうなことでございますので、これは先ほどのお話のように誰それをターゲットというふうなことでございません。議会のあり方としてそういうふうなことが議員の倫理、政治倫理として大事じゃないかと、こういうふ

うなことで取り上げたことでございますので、ご理解を賜りたいと。個人的な攻撃とかターゲットというふうなことは一切ございません。

○副議長（佐々木嘉一） ほかにありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 第8条、審査請求権について伺いたいと思います。

ここの中では、「市民は議員が政治倫理基準若しくは就業の報告義務又は」というふうなことずっと述べられておりまして、それで「地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者の500分の1以上の連署をもって、その代表者から、議長に審査の請求をすることができる。」というふうにあります。それで、これは有権者の500分の1というふうなことに解釈できると思うんですけれども、例えば有権者が2万人だとすればね40人ほどの連署でもいろいろな議員に対するあれこれを問うことができるというふうなことです。これは私のちょっと考え方なんですけれども、やると思えばね40人ぐらいの連署だば、ぱっと集めて、あの議員この議員というふうなことでなって、やはり市政が混乱すると思いますよ。あまりにも500分の1というのは、やはりハードルが低いし、もう少し議会議員の立場を考えれば、本当に必要なのかというところではもう少しハードルを高くしなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。それで、地方自治法的には50分の1というふうなことも書いてありますけれども、なぜ500分の1にしたのか。100分の1でも200分の1でも50分の1でもいいというふうに思われる方の中で、500分の1というのはどういうふうに数字を理解させていますか。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 14番藤原典男議員のご質問にお答えします。

500分の1というと、現在の渋上市の有権者、選挙人から見ますと57名前後だろうというふうに思います。ほかの方で決めてるのを見ますと、定額人数にしているのもあります。いわゆる10人とか50人とかいろいろあるわけでございますが、私ども、先ほど藤原典男議員が申し上げましたように50分の1の10倍というふうな、これは単純な発想で恐縮ですが、そのようにして市民が議会に参加できる体制をとると、こういうふうなことで500分の1にしたのでありますて、ハードルを高くすると市民が大変だと。逆に言いますと、議員の立場から言うとそのような政治倫理、市民からそのことを指弾されるような形はとられてはだめだというふうに受け止めるべきじゃないかなというふうに思いますので、お答えと致します。

○副議長（佐々木嘉一） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） この審査請求というのはね議員にとって大事なことなので、これやりやすいようにね500分の1とかってなれば、おもしろ半分にこうやられちゃうと、これ大変なことになるというふうなことを私言いたいんですよ。市政の混乱につながる。だからこれは50分の1の単純な発想だという、何というか、500分の1とか単純な発想ということじゃなくて、ちゃんと数字を、どういうふうに設定したのかという根拠がないと市民はやはり納得しないし、これに乗じて市民もいろいろなことをおもしろおかしくやると大変なことになると思いますよ。ですから私はこの500分の1というのは同意できません。根拠を示してください。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 先ほども申し上げましたように市民に開かれた議会というふうなことが非常に大事であります。議会の改革というのは、市民に開かれた議会、それからお互いに議員同士が自由闊達に討議すると、これがやはり非常に大きな面がありますので、そういう面からも50分の1というふうなのは地方自治法で決められた数字でございますが、それをより開いて500分の1としたというふうなことで、この根拠というのはそういう開かれた議会を表しているというふうなことでございますので、500分の1と。だから50数名の中でこの議員が云々となると審査請求対象になると。だから議員の場合は発議が今12分の1でございますので、議員の発議と同様に12分の1としたというふうなことをつけ加えておきます。

○副議長（佐々木嘉一） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 裏づけはそういうふうに市民がね参加できるようにというふうなことで、まずその気持ちはわかりますけれども、ただ500分の1という数字の根拠がね、やはりわからないんですよ。これ審査請求ですから議会と同じく12分の1であればこうなるとかね、どうのこうのというふうな問題じゃないと私は思いますよ。こういうふうなのを作っている議会という是有るんですか。

○副議長（佐々木嘉一） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） ほかの方の例を見ると、先ほど申し上げましたように確定人数で10人とか50人とかそういうふうに決めております。しかし当委員会の中では、変動する人口変動もありますので50人ということでなくて500分の1とした方が、より一層開かれた議会だというふうな解釈をとったというふうなことでございますので、これは57人がだめだから50人でも100人でもというふうなことじゃなくて、根拠というのはそのよう

なものであるといふうなことでご理解賜りたいといふうに思います。

○副議長（佐々木嘉一）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一）なければ質疑を打ちります。

○14番（藤原典男）議長。

○副議長（佐々木嘉一）14番。

○14番（藤原典男）動議を出します。修正動議です。宜しく取り計らいをお願いします。

○副議長（佐々木嘉一）暫時休憩を致します。

午後 5時25分 休憩

.....

午後 5時27分 再開

○副議長（佐々木嘉一）それでは、会議を再開致します。

発議第2号に対して、14番藤原典男議員ほか3人の議員から修正の動議が提出されております。会議規則第17条、修正の動議の要件を満たしておりますので、この動議は成立致しました。

それでは、動議提出者の説明を求めます。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男）発議第2号、潟上市議会議員政治倫理条例（案）に対する修正動議を提出致します。

平成25年9月10日

潟上議会議長 千田正英殿

発議者 潟上市議会議員 藤原典男、発議者 潟上市議会議員 藤原幸雄、賛成者

潟上市議会議員 西村 武、賛成者 潟上市議会議員 児玉春雄

発議第2号、潟上市議会議員政治倫理条例（案）に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

政治倫理基準の遵守

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（7）市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと。

全文を削除 上記下線部分を削除

理 由 条例を制定するには憲法を頂点とする国の法令の範囲内において効力を有するものであり憲法第94条において法律の範囲内で制定する事ができるとなっている。したがって条例が国の法令のもと国の法令に違反しない限りにおいて効力を有するものと示されております。

(7) の全文は条例で本来規定出来ない市や議会の権限外の事項を規定しているため当然無効であり削除を求めるものである。

又その団体が自主的に決めた役員人事に市議会が政治介入することになる。

そこまでは地方自治法は規制していない。

市の請負契約等に対する遵守事項など

第13条 議員は、議員又は議員の配偶者、1親等内の血族若しくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業（以下「関係私企業」という。）に対し、市との工事請負契約（実質的に元請負と異なる下請負を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約（以下「請負契約等」という。）の締結については、関係私企業の就業の制限を規定している地方自治法第92条の2の趣旨に従い、市民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退するよう努めなければならない。

となっているが

削 除 上記下線部分

修 正 上記下線部分を 趣旨を遵守するよう努めなければならない。
に置き換える。

理 由 日本国憲法第22条では何人も公共の福祉に反しない限り職業選択の自由を有する、となっており憲法に抵触する恐れがあり削除を求めるものであります。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則 (施行期日)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

変 更 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

理 由 国会で決めた法律や地方議会で決めた条例は普通6ヶ月間ほどの周知期間があるのが普通です。市民に一定の期間告知しその後に施行する事は自然の

流れであり、行政の常套であります。本市に関わるものなので3ヶ月間の猶予期間をみました。

以上でございます。

○副議長（佐々木嘉一） これから修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしの声がありますが、ありませんか。
(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） それでは、これで質疑を終わります。
これより原案と修正案を一括して討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 討論なしという声がありますが、ありませんか。
(「なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） これで討論を終わります。
これより発議第2号を採決致します。

まず、本案に対する修正案について採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○副議長（佐々木嘉一） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。
次に、原案について採決致します。原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（佐々木嘉一） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決さ

れました。

【日程第40、発議第3号 潟上市議会図書室規程の一部を改正する規程（案）について】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第40、発議第3号、潟上市議会図書室規程の一部を改正する規程（案）についてを議題と致します。

発議第3号について提出者の説明を求めます。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 発議第3号、潟上市議会図書室規程の一部を改正する規程（案）について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年9月10日提出

鴻上議會議長 千田正英様

提出者 西村 武、賛成者、児玉春雄、同じく賛成者 小林 悟

提案理由、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が平成24年9月5日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要となるため、規程の関係部分を改正するものであります。

鴻上市議会図書室規程の一部を改正する規程（案）

鴻上市議会図書室規程（平成17年議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条「第100条第18項及び第19項」を「第100条第19項及び第20項」に改める。

附 則 この訓令は、公布の日から施行する。

こういうふうになっております。

○副議長（佐々木嘉一） これより発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決致します。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（佐々木嘉一） 起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

【日程第41、陳情第8号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書 から 日程第46、陳情第14号 羽立神明生活総合センターの移転新築に関する陳情書】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第41、陳情第8号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書から日程第46、陳情第14号、羽立神明生活総合センターの移転新築に関する陳情書までを一括議題と致します。

陳情第8号から陳情第14号までは、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（佐々木嘉一） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号から陳情第14号までは、陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日9月11日水曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集をお願い致します。

どうもご苦労さんでございました。

午後 5時39分 散会